

1. 議事日程

〔令和8年第1回安芸高田市議会3月定例会第10日目〕

令和8年3月5日  
午前10時開議  
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 益田 一磨  | 2番  | 佐々木 智之 |
| 3番  | 熊高 慎二  | 4番  | 浅枝 久美子 |
| 5番  | 小松 かすみ | 6番  | 南澤 克彦  |
| 7番  | 山本 数博  | 8番  | 新田 和明  |
| 9番  | 山根 温子  | 10番 | 児玉 史則  |
| 11番 | 大下 正幸  | 12番 | 熊高 昌三  |
| 13番 | 宍戸 邦夫  | 14番 | 金行 哲昭  |
| 15番 | 秋田 雅朝  | 16番 | 石飛 慶久  |

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

|    |        |    |       |
|----|--------|----|-------|
| 5番 | 小松 かすみ | 6番 | 南澤 克彦 |
|----|--------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

|               |        |       |       |
|---------------|--------|-------|-------|
| 市長            | 藤本 悦志  | 副市長   | 杉安 明彦 |
| 教育長職務代理者      | 迫広 淑文  | 総務部長  | 新谷 洋子 |
| 総務部政策統括監      | 佐々木 満朗 | 危機管理監 | 神田 正広 |
| 企画部長          | 高下 正晴  | 市民部長  | 内藤 道也 |
| 福祉保健部長兼福祉事務所長 | 井上 和志  | 産業部長  | 小櫻 静樹 |
| 建設部長          | 佐々木 宏  | 消防長   | 吉川 真治 |
| 教育次長          | 柳川 知昭  | 財政課長  | 沖田 伸二 |
| 政策企画課長        | 黒田 貢一  |       |       |

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

|       |       |        |        |
|-------|-------|--------|--------|
| 事務局 長 | 高藤 誠  | 事務局 次長 | 國岡 浩祐  |
| 総務係 長 | 日野 貴恵 | 主 事    | 波多野 奈美 |



午前10時00分 開議

- 石 飛 議 長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。  
高藤事務局長。
- 高藤事務局長 諸般の報告をいたします。第1点、教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、監査委員より、令和8年1月分の例月出納検査の報告がありました。  
第3点、監査委員より、定期監査及び行政監査の結果に関する報告の提出についての報告がありました。  
それぞれ写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で、諸般の報告を終わります。
- 石 飛 議 長 以上で、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において、5番 小松議員及び6番 南澤議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

- 石 飛 議 長 それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。  
8番、新田議員。
- 新 田 議 員 おはようございます。8番、新田和明でございます。  
通告に基づき、大卒4点について質問いたします。  
それでは質問に入ります。まず最初の質問であります。ネーミングライツ導入の課題と今後の展開について。  
本市では、財源確保とブランド力向上を目的として、2025年、昨年10月よりネーミングライツ制度を導入されました。  
元就の里リレーマラソンでは、イベント対象として110万円の契約金のほか、現在では二つの企業から年間272万円、5年間では1,360万円の命名権料となっています。  
今後、この制度をさらに発展させ、市全体のブランド価値を高めていくためには、より多くの企業に参画していただく仕組みづくりが重要と考えます。  
またスポーツチームとの連携や指導への愛称付与など、地域の魅力を高める取組も今後は必要ではないでしょうか。

そこで以下の点について、市長の見解を伺います。

現在の状況と課題について、導入されたネーミングライツの現状について伺います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長

○藤 本 市 長 皆さんおはようございます。今日と月曜日の2日間にわたって一般質問ですけども、どうかよろしく願いいたします。

新田議員の質問にお答えいたします。

ネーミングライツ事業については、これまではイベントでは「NANJO キズナのわ 元就の里リレーマラソン2025」そして公共施設では、市民文化センターの大ホール、小ホールに「マルシン クリスタルアージョ」大ホール及び小ホール、吉田運動公園に「STARLITE ウィクトリアスポーツパーク」とそれぞれに愛称を命名いただいております。

現在、いずれの名称も市民の皆様にも親しまれ、愛着を持って広く呼称されております。

またいただいた命名権料については、イベント運営や施設管理における貴重な財源として有効に活用させていただいております。

以上です。

イベントの名前が「NANJO キズナのわ 元就の里リレーマラソン2025」です。

よろしく申し上げます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 それでは現時点での課題認識について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

ネーミングライツの導入を進める中での段階で募集を行っても応募が得られない施設やイベントが出ていることが想定されており、課題として認識をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 それでは、今後パートナー業者との関係構築です、考慮する点、先ほど市長がおっしゃった課題があるかもしれないということで受け止めたんですが、その辺ちょっと伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

安芸高田市へ関心を持っていただける企業さんについては、市の魅力や施設の価値を丁寧にお伝えをし、ネーミングライツの意義を御理解いただけるよう、継続的に情報提供、広報を行っていきたいと考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 それでは次に入ります。(2)です。

今後の展開について、サンフレッチェ広島との連携による安芸高田市サッカー公園、練習場です、ここはサンフレパークとも言われているということで、いろいろ紹介が出ておりました。

命名権についてお考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

安芸高田市サッカー公園については、2023年度に愛称募集を行い、サンフレパークとして決定をいたしましたところです。

安芸高田市サッカー公園は、サンフレッチェ広島が主な利用主体となっており施設の指定管理者でもあります。

ネーミングライツを実施するとすれば、公募が原則となっておりますので、サンフレッチェ広島以外の企業の名前を冠することになる可能性があり、そうなれば施設の性質上、そぐわない形になるのではないかと考え、愛称募集という形を取ったところです。

なお愛称を決定する過程においては、180件の候補をいただき、クラブと地域が一体となった象徴として親しみやすい理由などから、サンフレパークとなっております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 ということはなかなかちょっと難しいということで理解してはたんですけども、サンフレッチェ広島の本市はマザータウンとして、県内外からのファンが広く知られている地域ということで認識しております。直接接点であったり、間近で練習を観覧できる強みは他地域にない大きな魅力であり、この価値をさらに積極的に発信していくことで本市全体のファン獲得向上につながるということも思っております。

また、多くの企業に参加していただくということの難しさも先ほど市長から伺いましたので、では反対に市のブランド力ということで、サンフレッチェさんには力を借りてやるということで、市長、何かお考えありますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 サンフレッチェ広島さんとの関係というのは、やはりこの安芸高田市にとって大きな力になっております。

アカデミー構想、先日紹介させていただきましたアカデミーの寮です、今度中学生も入ってくるというような事業も安芸高田市との連携があつてから行われる価値のある事業だと思っておりますので、このサンフレッチェとの関係をどのように生かしていくかという、ブランド化していくというのは、大きな市にとっても課題だと思っております。

サッカー公園を、サンフレパークを利用したイベントでは、サンフレッチェ広島の皆さんの御協力を得て、ふれあいサッカーフェスティバルというのを毎年開催しており、昨年が第30回を迎えております。そういった選手の皆さんと触れ合いながら、サッカー、サンフレファンの人を呼び込みながら、このサンフレパークを有効に活用していくということも重きを置きながら、またブランド力をどのように安芸高田市とリンクさせていただくことも考えながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 選手との交流イベントということで、私も積極的にされているということは理解してるのですが、なかなか市外の方から安芸高田市がいいよねと言われるのですが、市内にいらっしゃる方がなかなか理解されないということも伺ってますので、その辺をどうかの強みとしてしっかり訴えることが必要じゃないかなと思っております。

プラス、オリジナルグッズ、その辺で何か市の考えがもしあればそれを伺いたいのですが、特にサンチェ君とか、あの辺は市長は知ってらっしゃいますか。安芸高田市のどこで生まれたか知ってらっしゃいますか。

これ山の中でということ、これ川根ではないんですけど、安芸高田市の中で生まれましたということ、そういった何かここでしか参加できないようなことを、市長、何かお考えがあれば、再度ここで伺っていきたく思うのですが。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 具体的にグッズのことについての質問でありました。

私も今ここへサンフレのバッジを今回つけてますけども、副市長も、そして議員の皆さんの中にもつけておられると思いますけども、そういったものも現在あるものも活用しながら、そして、これどうしてもサンフレッチェ広島さんとの関係になりますので、企業とのコラボというところでは検討していきたいなと思っております。

そういった今あるのは、たかたんとサンフレがちょっとコラボしたようなキーホルダー、マスコットがあると思うんですけども、そういった

ところもう少し広く展開できるようにしたいなというふうには思います。  
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。

国道54号線の愛郷小学校付近、サッカー公園入り口という看板があるんですけども、小さすぎてちょっと分からない方もいらっしゃると思うんですが、そこから多治比の県道6号線吉田邑南線に接続される吉田町サッカー公園の表示のある入り口オブジェ、これもかなりちょっと古いのでよく見られてない方もいらっしゃると思うのですが、市道宮ノ城市場線と相生西田線への愛称、例えばサンフレ通りによる地域のブランド化について市長のお考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長

○藤 本 市 長 お答えいたします。現在サンフレパークへ続く沿道では、地元の振興会の皆様によりサンフレッチェ広島の旗を設置していただくなど、地域一体となった盛り上げが図られているところです。サンフレパークの近隣地域には、2027年度にはジュニアユースとユースの選手が合同で生活する新たな寮が完成する予定であり、市道宮ノ城市場線、相合西田線の沿道にサンフレッチェ広島に関する施設が増えることとなります。

道路愛称によるブランド化につきましては、こうしたハード、ソフト両面の整備状況を踏まえ、その可能性について考えていきたいと思いません。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。

○新 田 議 員 先ほど市長から答弁ありましたとおりで、ここへ中高生の新たな育成拠点として、今あるところから移転されたということで、日南山丹比クラウドのところへ、新設されるということで伺っております。

ぜひこの機会をすごく大事にさせていただいて、新たなサンフレッチェのサポーター来訪を本当に出迎えるというような雰囲気ぜひここでつくっていただいて、関係人口をさらに一緒になって、手づくりでやっていくという方向性をぜひともここでつくっていただきたいなと思っております。

関係人口を育てるという部分で、先ほど旗を立てているということで地域の協力いただいと聞いたんですが、例えば、紫に塗っていくとか、ガードパイプを、その辺を何かこの時点でもそう考えながら伺ってみたいのですが、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

- 藤本市長 お答えいたします。  
具体的なことということで先ほど紫にガードパイプをガードレールをという御提案もいただきましたけども、そういった今現在こうしていこうというのは、持ち備えてはいませんが、いずれにしてもジュニアユースの寮ができる関係もあります。サンフレパークありますので、その一帯を、流れをサンフレに関連付けたゾーンにしていきたいという思いはありますので、先ほどのガードレールの件も含めて考えていきたいと思っております。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 次の質問に入ります。市内外企業の推進策について。  
広島安芸高田神楽は東京公演や関西公演に加え、昨年大阪・関西万博への出演、さらには徳島の阿波踊りとのコラボレーションなど全国的な舞台で活躍の幅を広げ、本市の神楽文化が大きく進化していると実感しています。  
スポーツの分野においても多くの本市出身の選手が活躍され、地域の誇りとなっています。  
安芸高田わくながハンドボールクラブは、長年市民に勇気と感動を与えてきた。市は強力なバックアップを行い、トップアスリートとの交流の場を提供し、スポーツによる地域活性化の向上を推進すると、市長のほうから、施政方針に書いてありました。そこで安芸高田わくながハンドボールクラブとの連携による文化施設の命名権の可能性について伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。ネーミングライツ事業の実施に当たっては迅速公募するというのが要綱で定められております。  
そのため特定の団体や企業をあらかじめ指定しての契約することはできないということで、安芸高田わくながハンドボールクラブを運営する湧永株式会社より応募いただく可能性はあるとは考えております。  
これも昨年末に、東京本社をほうを訪れさせていただき、直接社長さんのほうにもネーミングライツで何か御協力いただけないかという御提案はさせていただいております。  
そのときも検討させていただきたいという本当に力強いお答えいただいておりますので、タイミングが来れば何がしかの施設へ応募いただけたらと思いますので、そういったことで今後も湧永さんはじめ、いろんな企業に対してもそういった提案をして、御協力をいただけるように広げていきたいというふうに思っております。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
新田議員。

- 新田議員 次に入ります。  
2026年度施政方針に、地域資源の神楽はE X P O 2025大阪・関西万博に出演したことで、知名度がこれまで以上に向上したと捉えているという市長の施政方針でありました。  
大阪・関西万博への出演を契機として、安芸高田神楽の認知度は一層高まったと私どもも受け止めております。  
神楽門前湯治村などへの命名権公募の可能性について伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。  
御紹介いただきましたように2025E X P O大阪・関西万博において関連イベントを含めて4公演を行っております。  
なお最終日のファイナルイベントでは、徳島市との合同演舞ということで安芸高田市とひろしま神楽と阿波踊りのコラボの発表をすることができました。  
また、そういった関連から、神楽門前湯治村の神楽ドームについてネーミングライツの導入を視野に入れております。  
神楽定期公演を主催する安芸高田神楽協議会とも連携しながら、導入に向けた調整を今進めているところです。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 それでは次の質問に入ります。大枠2です。  
高齢者施設の現状と今後の対応について。  
本市では高齢化に伴い介護、見守り、認知症対策など複合的な課題が顕在化していると思っております。特に地域包括ケアの強化や、深刻化する介護人材不足への対応は、もはや待ったなしの状況であります。認知症の方への見守り体制、徘徊の対応、ICTを活用した支援の強化など、地域全体で支える仕組みづくりが求められています。  
また、訪問看護、訪問介護の人材不足は、市民生活に直接影響する重大な課題であり、早急な対策が必要であると考えます。  
そこで市長の見解を伺います。  
高齢者の認知症と見守り体制について、見守りの現状を伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。  
認知症高齢者を含む高齢者の見守りについては、民生委員・児童委員の活動、地域振興組織や老人クラブ、サロン等様々な場面で住民参加によって行われております。  
また、徘徊SOSネットワーク事業を行っていますが、近年はスマー

トフォンや見守り家電の普及もあるため、利用者が増えていないという状況があります。

今後、人口減少が進む本市においては、人による見守りの他、GPSやセンサーマップ、見守り家電などの利用も含め多様な支援の在り方を検討する必要があると思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 それでは次に入ります。

大きくかなり市としても見守り体制をしているということで理解をしたんですけども、徘徊の現状について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

第9期高齢者福祉計画介護保険事業計画に記載の認知症高齢者数の推計では、2025年度からは認知症高齢者は減少していくことが見込まれています。

徘徊高齢者の状況は、関係機関等への調査によると、昨年1年間で21件、対応があったように伺っております。

大がかりな捜索につながるような案件ではありませんでしたが、徘徊の実態はあり、介護家族の負担は大きくなっていると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。

知症や軽度認知症、MC Iの方は推計で合わせて全国で1,000万人を超えと言われております。誰もが当事者や家族になり得る時代が到来しているということでもあります。

国の認知症施策推進基本計画では、認知症になっても、希望を持って自分らしく暮らし続けられるという新しい認知症観の普及や、当事者の声を施策に反映していくことの重要性が示されています。

そこで、認知症施策の今後の方向性について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

認知症基本法が2024年1月に施行され、認知症施策推進基本計画の策定が市の努力義務として盛り込まれています。この計画は新しい認知症観に基づき認知症本人の声を反映して政策を推進されるとされています。

本市では2026年度に策定をする第10期の高齢者福祉介護保険事業計画に含める形での策定を予定しており、地域包括支援センターをはじめ、

関係機関の連携の上、本人や家族の声を反映して取り組みたいと思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。

○新 田 議 員 御説明いただいたんですけども、最近では若年性認知症含め、幅広い年代で認知症への対応や理解が求められていると思っております。  
新たな認知症観を政策に取り入れ、市民の皆様を理解していただくことが、安心して元気に暮らし続けられるということが最も大事ではないかと考えております。

26年度に新たに入れるということで、方向性は伺ったんですけども、市長としてもう一度、再度、こういう今の現状を踏まえて御認識のほうをもう一度伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

認知症というのは誰にも起こり得る可能性があるものです。認知症についての関心を持ち、自分や自分に近い人が認知症になったらどのように対応するかを我が事として考えることが必要だと思っております。

このため認知症に関する正しい知識、あるいは支援についての普及啓発をより一層取り組む必要があると思っております。

認知症本人や御家族の視点を入れて、地域での見守りや認知症当事者及び家族が集える場づくりなど、必要な政策を行っていきたいと思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。  
徘徊中の事故における市の保険対応について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 はいお答えいたします。

認知症に起因する事故の賠償責任を補償する個人賠償責任保険への加入は、広島県内において複数の市が加入しているように伺っております。

現在、本市においては、認知症の方の徘徊中に起こった事故等に対する保険管理はしてはおりません。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。

○新 田 議 員 自治体が保険料を負担する認知症保険制度ということが全国に広がりつつあるということ、先ほど市長の答弁に一部あったと思うのですが、日常生活の中で起こり得る賠償リスクを幅広くカバーし、全国で初めて認知症保険を導入したのが神奈川県の大和市と伺っております。

同市では認知症高齢者SOSネットワーク投資も今成長されているということで伺ってますけども、登録者を対象に最大3億円の賠償責任を補償し、保険料は市が全額負担、事故が発生し賠償請求を受けた場合には、保険会社が被害者へ直接保険金を支払う仕組みとなっています。

本市では、認知症高齢者数は約1,600人ということで伺っておりますが、保険制度の導入を再度検討すべきではと私は考えてますが、市長の再度お考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

保険加入については事故を恐れて本人の外出を制限することなどが緩和され、認知症の方が安心して暮らせる社会の実現につながるものと認識はしております。

本市における認知症と診断された方の徘徊の状況や、事故による公共交通の被害等、社会への影響等を把握し、費用面や事務手続上の課題を整理をして必要性を検討していきたいと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。

先ほど一部市長からの説明も受けたのですが、ICT、DXを活用した見守り体制について、もし詳しくここで御答弁いただければお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

介護分野におけるデジタルテクノロジーは日々進歩しております。人口減少や介護人材の確保が困難な状況下において活用が期待されていると思えます。

見守り家電やセンサーによる見守り、位置情報を把握するなど、様々な機器やそれを用いたサービスが民間事業者から提案もされています。

当市の認知症高齢者の生活課題解決に実効性のあるICT、DXの活用について研究をしていく必要があると思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

一般質問の途中ではございますが、傍聴者の皆様に申し上げます。

先ほどからメールか何かの着信音が3度鳴っております。携帯電話の電源をお切りになるようお願い申し上げます。

引き続き、新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。

訪問看護訪問介護の人材不足について介護施設利用者、また関係者か

らの不安の声を寄せられております。

近い将来、人材不足が不安、大丈夫なのか等々伺っております。

ここで1番に入ります。訪問看護の現状を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

市内には二つの訪問介護事業所があります。年間で延べ1,300人弱の利用があります。

利用者総数で見ると、近年は横ばい傾向にありますが、要介護状態になる前の要支援者の利用が急増しているというように分析をしております。

現状では、支援ニーズへの対応ができているとの認識ですが、高齢化の進展で医療依存度の高い方の増加や在宅看取りのニーズの高まりにより、訪問介護の役割は拡大をすると予測をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。

訪問介護の現状について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

訪問介護は市内に6事業所があります。多くの事業所で介護職員の不足が課題となっております。事業者からは一対一でのケアの心理的負担もある中、募集をしても応募がないとの声を聞いております。

また、移動コストや報酬改定による基本報酬引き下げなどが経営を圧迫している実態もあります。支援エリアや回数などを調整しながら対応しているものの、全てのニーズに応えきれていない状況と認識をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 今後の対応策を伺います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

まずは実態把握が必要と考えております。現状と課題を事業所の方々と共有をし、ともに解決策を考えていく必要があります。

既存の協議会や連携会議の場も活用しながら、連携強化を図っているところです。

市が運営補助している安芸高田市福祉介護人材確保総合支援協議会においては、今年度中に福祉の仕事というパンフレットを作成し、来年度から広報活動にも力を入れていくこととしております。

介護分野全体で言えば外国人介護人材の活躍が広がりつつあります。地域に定着していただくというためにも多文化共生の取組は重要であり、強化をしていく必要があると思っております。

また、介護DXの推進においては国が定めるケアプランデータ連携システム導入を促進してまいります。ケアプランなどを電子データで統一し、事業所間で共有するためのシステムで、導入によって訪問介護、訪問看護の事務負担を大幅に軽減することができるものと考えております以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。  
一部、今答弁いただいたんではないかと思うんですが、人材不足が市に与える影響について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
本市においては施設サービスが充実をしており、在宅生活が難しくなったときには、それほど待つことなく入所をしていただくことができしております。しかしながら、在宅サービスの維持が困難となることで、その前に市外へと居住の場を移される高齢者が増加することを懸念をしております。

住み慣れた場所で最期まで自分らしく暮らしていただくために、そしてこの町を持続可能なものにしていくためにも在宅サービスを維持していくことは重要な課題であり、人材確保の取組にも注力する必要があると思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。

○新 田 議 員 市長の施政方針では、国が推進する介護情報基盤整備に取り組むと示されております。

厚生労働省が進める効率的な介護サービスで、本人の同意の下、介護関係者間での情報共有、地域の実績に即した介護保険事業、利用者の自立支援など、事務負担が軽減されることが期待されるということで、この事業はとのことでありました。

看護介護人材の確保が厳しい中、介護情報基盤整備事業をどのように位置づけ、介護サービスの質の向上や市民の利便性向上をつなげていくのか、市長の見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

介護情報基盤が構築されるとこれまで紙でアナログに取り扱っていた情報をオンラインでまとめて共有確認できるようになります。利用者本人や介護事業所、医療機関、市が情報共有できるため、多職種間の連携により、本人の状態に合ったケアの提供、介護サービスの質の向上を図ることが期待できます。

また、事務作業の軽減や情報共有のスピードアップなど、事務の効率化を図ることができ、働きやすい職場づくり、人材確保の取組につながるものと考えております。

来年度介護システムの標準化対応が完了し次第、速やかに情報連携できるように確実に進めていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 より具体的に効率よくやるっていうところで、例えば個人情報を配慮した上で市が主体となって、例えば住民基本台帳と今現状市が掌握されている介護の状況等々を連携することによって、もっと介護情報の先ほどの基盤事業が大きく早く進むのではないかなと考えるのですが、その辺もし市長、御見解があれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現在厚生労働省が進めております介護情報基盤では、マイナポータル等を通じて、住民情報と介護情報連携をさせ、転居時にスムーズな引継ぎ、あるいは医療情報と合わせた総合的な支援を目指しているものです。

また、必要な支援をプッシュ型で個別に案内することも可能となりますので、介護サービスの利用を必要とする方へ適切な情報をタイムリーにお届けすることが可能となります。

ただし、議員御指摘のとおり、個人情報の問題や技術的な問題をクリアすべき課題がありますので、国の動向も踏まえて研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。人材確保に向けた市の取組について。

専門資格者の移住支援の考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

- 藤本市長 お答えいたします。  
特定の職種を対象とした経済的支援策については、費用対効果また公平性の観点から妥当性を慎重に検討する必要があると考えています。  
居住促進を含む関係人口の取組については、専門資格者に限らず次期総合計画において重点的なプロジェクトとして位置づけております。  
そのために、住まいの情報と求人の情報を合わせて、情報発信できる拠点の整備、また福祉医療職種で言えば、介護の職場の紹介や職種別交流イベントの開催など、移住定住の希望と希望者と医療介護の現場との接点づくりにも力を入れていく必要があると考えております。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 資格取得の支援についてお考えを伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。  
現在介護職員初任者研修受講支援補助金の制度を設けているところです。これは資格取得のために受講費用の一部を補助するもので、市内の事業所への就職が要件となっています。  
また、身近なところで資格の取得ができるよう、人材確保総合支援協議会を中心として、市内での研修会開催について検討をしているところです。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 次に入ります。介護事業所への支援の考えを伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。  
安定的な経営は人材の定着に大きく影響すると思っています。そのため、緊急的に物価高騰対策として、介護施設等を対象に光熱費の係り増し経費について、補助を行いました。  
また、ICTの活用など業務の効率化による負担軽減についても、積極的に支援をしていきたいと考えております。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新田議員 厚生労働省が示した方針により、中山間地域における介護保険サービスの維持に向け、新聞、マスコミ各社が発表していた記事がつい最近載っておりました。記事の内容によれば、事業所の職員配置基準の緩和や

訪問介護の定額報酬制など、新たな枠組みを導入する方向性が示されており、人口減少が進む中、利用者が減り、担い手の不足、採算が合わず撤退が避けられない、そういった施設もあると思っております。そういったコメントがされておりました。国はこの事業を今国会に提出し、2027年4月の導入を目指すとしております。

こうした状況を踏まえ、本市の将来的にこの基準に該当する可能性があると私は認識しておりますので、そこで伺います。この基準に本市が該当することになった場合、導入までに約1年間でどのような形で市が対応していくお考えなのか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

2027年度の報酬改定に向けては、中山間人口減少地域の累計が創設され、制度の柔軟化や包括的な報酬の仕組みが検討されています。

本市のような人口減少が進む中山間地域においては、主に小規模な事業所の経営の安定化、介護サービスの持続可能性の面から期待をしているところです。

新たな仕組みの導入まで1年間、今ある制度の中で、介護者職員の処遇改善や働きやすい職場づくりを進め、人員不足によるサービスが途切れることのないよう取り組む必要があります。

そのために、来年度、国の介護職員等処遇改善加算の要件にもなっているケアプランデータ連携システムを事業所が円滑に導入できるよう、制度の周知や研修の機会など提供を通じて、市としてバックアップをしていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。

2040年問題を見据えた介護不足のキャリア支援のお考えについて伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

2040年に向けて、介護ニーズの高まる85歳以上人口は増える一方で、生産年齢人口は大幅に減少する見込みです。これまで女性や高齢者などの担い手拡大により増えてきた介護人材について、人口構造の変化から今後は新たに確保することは非常に困難です。

介護職の魅力発信やリクルート支援をしつつ、働き続けられる職場づくりとサービスの在り方についても見直しを進めてまいります。

長期的には次期介護保険事業計画策定の中で、しっかりとした議論を

進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の事業計画の中に入れられるという答弁だと思うのですが、近隣市町と協働しながら、地域全体で介護人材を確保・育成していくことも政策としては重要ではないかと考えております。本市としても早急に取り組む必要があるとも考えております。

資格取得者支援と定住促進を組み合わせた新たな体制づくりや、例えば退職された人材発掘、再登用など、市が主体となって取り組むべき課題も多いと認識しております。

その上で、介護看護分野に新たな人材確保として次の3点について市長に伺ってみたいと思います。

まず最初に、資格取得者が本市に在住することへのインセンティブ等々のお考えもしあれば、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

資格取得者が本市に在住することのインセンティブについてですけども、インセンティブ付与の一つとして個人に一時金を補助するといったことも考えられます。

しかしながら、勤務先での公平性や費用対効果持続の可能性なども考慮すると、慎重に検討する必要がある分野かなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 なかなか難しいと思うんですけども、それぐらいしてまでも人材確保するというのが大事だと考えております。

その次は、資格支援の仕組み構築。要は、資格を取りました、定住しますっていうところで、他地域から来られますという方に対して何か対応策がないかということで、市長、どうでしょう。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 他地域から介護人材として本市に来られた方にどういったことがということで、先ほどのインセンティブは、ちょっと慎重に検討しなくてはいけないという回答をさせていただきました。それ以外に具体的なものというのは現在持ち合わせてはいないところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

- 新田議員。
- 新田議員 それではリタイアされた介護もしくは看護人材の発掘ということで、地域でこれまで介護看護の現場で経験を積み、現在リタイアされた方々も多くいらっしゃいます。
- こうした方々の知識や経験を生かし、短時間勤務やスポット支援、例えば、研修講師など多様な形で再登用する仕組みを整えることは、本市にとっても大事だと感じております。
- 退職された人材の発掘と活用に向けた取組について、市長のお考えを伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。
- リタイアされた介護看護職員の皆さんは即戦力となる貴重な人材だと思っております。
- 人材確保総合支援協議会を通じて求人情報の共有を行うとともに、届出制度の活用や柔軟な働き方の提示、復帰支援プログラムの整備など、事業者に対して働きかけをしていきたいと思っております。
- 以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。
- 新田議員。
- 新田議員 次に入ります。空き家の利活用と地域活性化について。
- 昨年の地域懇談会では、空き家を活用した地域活性化への期待が多く寄せられております。市民の皆様は、空き家対策の現状や今後の方向性についてより分かりやすい見える化を求められておられました。
- 耐震防災対策を施した移住者向けの提供、空き家バンクの改善、そして2地域居住の推進など、空き家政策は、地域の未来を左右する重要なテーマだとも考えております。
- 同僚議員が12月定例会一般質問で、一部確認はしていますが、以下の点について再度市長の見解を伺います。
- 空き家利活用の現状と政策展開について、耐震防災対策を施した移住者向けの提供の方向性について伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。
- 安心安全な暮らしができることは、移住を検討される方にとって最も大切な基盤であることは認識をしております。空き家バンクの利用希望者などから耐震防災対策を施したものかどうか問合せを受けたことがないのが現状のようです。現状、空き家バンクに登録している物件が、耐震防災対策を施したものであるかどうかは表示をしておりますが、その表示を付することは、空き家バンクを利用する人の判断の一つの目安

になる可能性はあると思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 空き家の利用数は、安芸高田市は県内トップとも伺っております。移住促進や地域活性化の観点から、より踏み込んだ政策が求められているのではないかと考えております。

例えば、空き家情報バンクの案内において、5年以上住んでいただいた方には、例えば空き家を差し上げますとかそういった、例えば、メンテナンスについては市が責任持って仲介しますとか、そういった安心感を与えることも必要ではないでしょうか。

空き家の利活用を通じた移住促進策について、市長の見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

空き家の活用は、多くの移住希望者にとって田舎暮らしのイメージにつながるようですので、本市の強みを持っている空き家バンクと関係人口施策との組合せは移住促進策として有効と考えています。

例えば、道の駅に新たに設けたいと考えている地域と人等を結びつける関係人口案内書では、空き家のリノベーションなどのイベント情報の発信を考えています。

その活動の参加者と地域の人が一定期間ともに活動することで、本市に興味を深め、本市との関わりを深める人を増やしたいと考えています。

そして、空き家を利用した移住を具体的に考えるようになる人も出ていくと期待しているところです。

いずれにしても、これらの空き家を活用した取組や中山間地域における関係人口づくりにプラスの影響を与えるものと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。

空き家の現状の情報発信の方法として、市内全体、空き家のマップ化の考えについて、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

空き家バンクの登録物件のマップ化については、利用希望者にとっては利便性が高い一方、場所を特定できる形、誰でもが見ることができる場所に載せることは、ここは空き家であるということを広く知らせることにつながるため、防犯やプライバシー上問題があるという考えもあり

ます。

そのため、現在は空き家バンクの利用申込みがあった方限定で、詳細な地図情報を提供する運用をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 12月の同僚議員の一般質問の中に、空き家の成約件数は40件程度と答弁があったと記憶してるんですけども、内訳として、市内、市外どのような形の割合だったかということと、今年度の空き家の成約件数、目標と件数がもしこの場で分かれば、答弁いただけますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

2024年度の成約件数41件のうち、市内23件、市外から18件となっております。

また、今年度の空き家バンクの成約目標ですが50件としております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。空き家利活用の方向性について。

戦略的に、例えば民泊についての回収、解体の費用、市民への周知など、空き家対策の現状を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

空き家の利活用が進みやすくなる体系的な支援の仕組みについては、一定程度整っていると評価をしております。

2024年度の実績では、空き家バンク登録件数が52件です。市のホームページや広報誌を活用し、広く周知に努めております。

空き家バンクに登録する物件については、利用希望者に適切に対応できるように、不動産事業者に仲介してもらうことを推奨しており、不動産事業者を問合せ先として登録する奨励金を支給しています。

2024年度は実績は43件です。空き家を利用したい人が物件を回収したいときには、空き家改修補助金を受けることができ、2024年度の実績は24件となっております。

空き家の解体を選択される方の支援もしております。空き家の資産価値や解体費用を専用サイトで査定をし、具体的な検討ができるように支援するとともに、解体に要する費用の一部を補助する制度を運用しています。

2024年度の実績については9件となっております。

- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新 田 議 員 次に入ります。  
二地域居住として関係人口増加施策に向けた政策展開について、伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
関係人口づくりに関する施策については非常に重要と考えており、今般策定をする第三次総合計画のうち、人口減少対策、地方創生の取組のための重点プロジェクトとして位置づけている、まち・ひと・しごと創生総合戦略のリーディングプロジェクトとして掲げております。  
従来の観光案内にとどまらず、地域と人との深い結びつきを創出する新たな交流拠点の整備が不可欠と思います。  
今後は、こうした拠点の整備と併せて、地域体験ツアーの造成や地域と関係人口を橋渡しするコーディネーターの育成など、本市における関係人口の関わりを継続的に進化させる施策を展開していきたいと思っております。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新 田 議 員 今御答弁いただいた、恐らく市が思うところとすごく一致しているんです。人口減少は、担い手不足が進む一方で、地域とつなぎ続けたいという方のそういった声も伺っております。  
畑や田んぼを活用し、農業体験や里山活動に参加する仕組み、関係人口の創出や地域活性化につながるとも考えております。  
本市出身者や関係者、また本市に興味がある方等々、気軽に参加できるような体験型の仕組み、例えば、地域住民、農業者、関係団体との連携で、体験型プログラム、そういったことを創出するという考えで、今のお話はよかったですでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 体験型プログラムの重要性というのはすごく認識をしております。  
現在も民間の方々がいくつかこの体験型プログラムで、関係人口を増やす取組をされております。  
そういったものを市も全面的に支援をしながら、市としてもそういった施策を展開していきたいというふうに思っております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。

○新田議員 次の質問に入ります。4番目です。小中学校における不登校等の対応について。

不登校やいじめの問題は全国的に増加傾向にあり、本市においても例外ではありません。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、保護者への理解促進など、学校だけでは解決できない課題が山積しています。

また、社会的孤立を防ぐための新たな取組として、メタバースを活用したアバター投稿などICTを活用した支援も注目されています。

そこで以下の点について伺います。不登校といじめの現状について、不登校生徒数推移と要因の状況を伺います。

○石飛議長 答弁を求めます。

教広育長職務代理人。

○教広育長職務代理人 お答えをいたします。

不登校児童生徒数の推移については、2020年より急激に増加傾向となり、昨年2024年度が59名、内訳は小学校31名、中学校28名で最多となりました。

不登校の要因については、学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があったや、生活リズムの不調に関する相談があったなど、多岐にわたり、複数の要因が混在しています。

不登校支援を行う上では、児童生徒一人一人の学習状況や、興味関心に応じた柔軟な教育が非常に大切になると考えております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 国内では不登校の児童生徒が2024年度には約35万人になり、深刻な状況にあります。先ほど御答弁いただいた安芸高田市内も59名という、最多ということで今伺いました。

また、小中高生から報告のあった自殺した児童生徒数は413人、全国ですね、また、警視庁の調査で調べていただく中では528名の状況であったとも伺っております。

子どもたちを取り巻く環境は極めて厳しい状況にあると感じております。

2月15日、マルシンクリスタルアージュンで開かれた「不登校の娘が教えてくれたこと」と題し、元教師の渡辺さんが御自身の子どもさんの不登校を通じ講演されておりました。

日本人の自己肯定感の低さや、教職員が子どもたちと向き合うことが最も大事だ等々を御紹介いただいております。

現代の子どもたちは生まれて見たもの、聞いたもの、身につけた習慣は、私たち大人が体験したものとは全く異なることを通し、変化に合わせた教育の在り方をアップデートし、今の子どもたちの姿を見ていく大

人の大切さ、変わっていかないといけないということを教えていただきました。

現在の教職員の状況や子どもたちの置かれている状況をどのように捉えておられるのか、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 現在の教職員の状況については、社会の急激な変化を受けて、価値観や生活様式が多様化し、学校に期待される内容が非常に多くなってきていると認識しております。

そのため、本来の業務である子どもと向き合う時間の確保が十分にできていない状況等もあり、働き方改革をさらに進めていく必要があるというふうに感じております。

また、子どもたちの置かれてる状況もより複雑になってきており、小中高生の自殺者の増加も認識をしておりますし、教職員の児童生徒への理解がさらに必要であるというふうに捉えております。

よって次年度は、市内の教職員全員を対象にした不登校支援の研修会として、これからの時代に必要な学校教育ということで、過去にとらわれないアップデートしていくための研修会を計画しているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。

いじめの認知件数と対応の状況を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

迫広教育長職務代理者。

○迫広教育長職務代理者 お答えします。

2024年度のいじめの認知件数は12件です。内訳は小学校9件、中学校3件です。いずれの事案も早期発見早期対応に努めています。

いじめの認知後は、事実確認を行い、児童生徒への指導、保護者とも連携し情報共有の下、学校において組織的に対応しております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。

いじめ問題はいじめられた子どもの立場に立つこと、家庭、教育教師の指導姿勢、人権尊重、さらには家庭、学校、地域が一体となって取り組むことが、国の方向性であるというふうに私は理解しております。

そのことを踏まえ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置状況と対応を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

- 迫広教育長職務代理人。  
○迫広教育長職務代理人 お答えいたします。  
スクールカウンセラーは市内全ての中学校に配置しており、小学校にも勤務できる体制をつくっております。  
スクールソーシャルワーカーは学校からの要望に応じて、現在、吉田中学校に配置しており、吉田中学校区の小学校へ勤務できる体制をつくっております。要望があれば、他の小・中学校への出張は可能になっております。  
児童生徒について情報共有し、直接面談を行ったり、関係機関と連携を取ったりして、連携しながら児童生徒の支援を行っております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新 田 議 員 次に入ります。  
行政の地域懇談会において、市内の小・中学校が荒れていると、そういった声が出てるということ認識しております。  
学区外に進級を考えているということも伺っておりました。  
子どもたちが安心して学習できる環境づくりとして、教職員と保護者の協働活動など、保護者の理解と課題について伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
迫広教育長職務代理人。
- 迫広教育長職務代理人 お答えします。  
市内の小・中学校はおおむね落ち着いた状況で学校運営ができておりますが、一部の学校で児童生徒が授業に集中できない状況もあり、本人や保護者と粘り強く対応をしていきたいと考えております。  
一方で、保護者と協力して子どもを育てていく体制が取れない家庭や連絡がなかなか取れない家庭もあり、福祉保健部とも連携しながら取組を進めているところでございます。  
いずれにしても、保護者との信頼関係強化の下、誰もが安心して学習できる環境づくりが重要であり、多様な支援を行う必要があると考えております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
新田議員。
- 新 田 議 員 ということであれば、子どもの居場所づくりも私は必要ではないかというふうに考えております。  
一部、安芸高田市内でも地域食堂という名の下でされてるということも伺ってるんですけども、新聞報道では、子ども食堂や無料の学習支援塾など、子育て世代が利用する子どもの居場所に関する実態調査が掲載されておりました。

県は今回の調査を踏まえ、地域における子どもの居場所の数を生活指標として掲げ、支援や居場所の拡充につなげたいとしていました。

一方では、本市は中山間地域であり、距離や移動手段の課題を掲げておいて、例えば、本人が、その不登校の本人が御飯食べたい、今から行くと言っても、公共交通手段のままならぬ中、なかなか行けないというのが現状だと思うのです。

こういった中で、これから支援や居場所の拡充に対してどのような、例えばお考えなのかということと、地域特性を踏まえ、どのような形が一番いいのかということで、今現時点でお考えがあればここで伺ってみたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 不登校の子どもたち全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境をつくるということは非常に大切であり、学校や家庭以外に多様な居場所づくりを広げることは大変重要であるというふうに思っております。

御指摘のとおり、安芸高田市内については中山間地域ということで、公共交通機関の状況も鑑みると、現在のうちの教育支援センターについては、立地が少し課題があるという御指摘も受けております。

その中で、今年1月より、子どもが選択できる居場所を増やすという取組で、吉田町の人権福祉センターに週1回、サテライト的に支援センターの運営を実施をしております。

学校と教育支援センター、それから市内外のフリースクール、あるいは市外の教育支援センターとも連携をし、オンラインによる支援の強化なども取り入れて、一人一人のニーズに応じた多様な学びの場を確保していきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。

社会的孤立防止のための新たな取組として、インターネットのメタバースを活用したアバターによる学校登校の可能性について、伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

迫広教育長職務代理者。

○迫広教育長職務代理者 お答えいたします。

不登校支援として、メタバースの活用については、先行実施している自治体から情報提供を受けながらその有用性について注視していきたいと思っております。

メタバースではありませんが、本市では令和3年度に市内小・中学校へ児童生徒が自宅において、ICT等を活用した学習活動を行った場合

のガイドラインを通知し、状況に応じてオンラインで学校の授業を受講し、学校長の判断で出席扱いとすることは可能になっております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 今オンラインでということであって、顔を出すのが難しい、顔出さなくても参加するのを見られたくないという子どもたちのために、これも中国新聞の記事なんですけども、仮想空間で未来を探ろうと題した記事が掲載されていました。

記事の中では、メタバースを通じて社会とつながる感覚を紹介され、不登校の子どもたちにとって大きな可能性を持つことや、社会参画の新しいツールとなり得ること、そして、孤独を防ぎ、安心へつながる場になり得ることが示されておりました。

本市の教育においても、検討すべき視点ではないかというふうに私は考えております。広島県内では、福山市が既にメタバースを活用し、多様な学びの充実により、不登校児童生徒の社会的自立を支援する取組を開始されております。

子どもたち自身が選択できる学びの一つとして位置づけ、不登校の子どもたちの社会参画を支えるツールの一つとして考えることはできないのでしょうか。伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

柳川教育次長。

○柳川教育次長 メタバースの活用については、もう少し研究をしてみたいというふうに思っております。

多様な学びの場の一つとして、子どもたち自身が選択できる環境をつくる点においては非常に大切なことであると考えておりますので、費用対効果等も含めて研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 以上で、私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、新田議員の質問を終わります。

1時間が経過しましたので、ここで換気のため11時20分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

- 7番、山本議員。
- 山本議員 よろしくお願ひします。通告に基づき順次質問をしていきたいと思ひます。
- 今日は外の天気のように、晴れ晴れとした気分で終われるように前向きな回答をお願ひしたいと思ひます。
- それではまず、第1点、甲立駅の乗車券の販売について、お伺ひいたします。
- 本年1月1日から有人による切符の販売がなくなり、沿線における甲立駅の魅力は皆無になりました。また、日常の利用においても、切符の販売がなく、非常に不便をきたしています。現在、芸備線の利活用について、国、県、沿線市で協議の真ただ中での出来事です。
- そこで次のことについてお伺ひいたします。
- まず第一に、切符の販売は今後どのようにされるのか、市としての対応を伺ひます。
- 石飛議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤本市長 山本議員の御質問にお答えいたします。
- 甲立駅での有人での。
- 石飛議長 市長、ちょっとすいません。今、答弁中ですが、今現在、何か携帯電話の着メロが鳴ってますが、傍聴者の方は電源をお切りになるようにお願ひいたします。
- 御確認のほど、よろしくお願ひいたします。
- すみません、続いて、市長答弁をお願ひいたします。
- 藤本市長 最初から言ひます。山本議員の質問にお答えいたします。
- 甲立駅での有人での乗車券販売については、御案内のように昨年の12月末で終了いたしてあります。
- この間、地域の皆さんからどうにかならないかという声もいただひておりました。そこで1月15日にJR西日本の副社長さんのほうを訪れさせていただき、こういった地域の皆さんの声も伝えさせていただき、JRのほうから改めて検討をお願ひをいたしました。
- その結果、販売券の設置が可能という回答をいただきました。現在、JR西日本様のほうで設置に向けての準備をしていただひているように認識をしておりますので、また、御案内できるタイミングがきましたら皆さんのほうへ御周知をさせていただきたいと思ひます。
- 以上です。
- 券売機です、すみません。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。
- 山本議員。
- 山本議員 これ市長が行かれたんだらうと思ひのですが、市長が行かれたら即JRは対応するという、これが現実に見えたんです。

我々が行って、JR西日本に行って質問するって言うんですけど、ほとんどがそうですねって言うぐらいで、具体的な回答が返ってこないんです。やっぱりこの例を見たら、自治体がやる気になって取り組んだらJRも対応するんじゃないのうという一例だと思うんです。

要するに今困ったのって思っていたんですけど、時期も早いだろうと思うのですが、一応利用する者にとっては券売機ができて、そこで切符を買って、乗っていけると。

一番困ったのは、広島駅で改札を出ようと思ったら精算しないといけない。

すっと出られてたものがあるところで15分、長ければ20分ぐらい立往生しないといけない。こういう現象があったので、市長自らやっていただいたんだと思うのですが、よくやっていただいたのというふうに感謝する次第であります。

ところで、次の2番に移っていきたいんですけど、魅力ある駅を中心としたまちづくりに今までどおりの切符の有人販売は考えられるんですけど、今後の取組の中で再度復活を目指すことができないだろうか、こういうふうに思ったんです。でも、事情があって、やめてるのにも事情がありますよね。

だから、市のほうの事情が重要な部分になると思うんですけど。私が市議員になる前、2019年頃、芸備線が災害から復旧を果たした。10月に久しぶりに汽車が走りよるようになった、よしこれからじゃのいう時期に、いろいろ仲間と話をしてたんですが、甲田町で困ったことあるかなど。ないよのう言うて。ほとんど生活には困りよらんかったんです。店もあるし、家も建ちよるし。

これから何をしたらええかのうって、甲立駅の切符の販売は、災害で止まって、利用者がなくなって、有人販売を運営できん。昼でやめよるげなど。これが大きな問題ぐらいだった。

これは市議員に出て、ここら辺を自治体に言うて、以前と同じように5時まで販売ができるようにして、もう1回、まちづくりの基幹施設として立ち直ってもらえばいいんじゃないかなというぐらいのつもりでおったんですけど、出る途端に促進住宅の廃止ですよ。

今年の3月31日で廃止になる。80軒ある、これがなくなる。致命傷ですよ。甲立町にとっては。

そうしよったら、中学校の廃校の問題が出て、藤本市長が戸別に歩いて、自分で市民の意見を聞かれて、結論を出されたんで、そんなに文句も言えないんですけど、中学校が廃校、甲立町にとっては4年後には中学校はなくなるんです。

中学校のもうりに行ったら、どんどん家が建ちよるんです。若者定住何とかいう制度を使ってるらしいんですけど。ある人に聞いたんです。何でここへ来るんって。そこに中学校があるし、川の向こうに行けば小

学校があるし、ちょっと道路挟んで反対側に行けば保育園があると。ここは子育てに便利がええんじゃ、こういう話を聞きよったんです。

可部のほうから来た人もおりました。その人も何で来たのかって言ったら、ここは住んでみたら住みやすいところや、こういう意見だと。それを中学校がなくなる、基幹施設がなくなるような状態。

そうこうしよったら、ふれあいセンター甲田、昨日の産業厚生常任委員会で一応承認されましたけど、ふれあいセンター甲田の老人介護事業がなくなる。

○石 飛 議 長 山本議員に申し上げます。一般質問の通告とおりにやっていたかたいと思います。

簡潔にお願いいたします。

○山 本 議 員 分かりました。

ということで、甲田町の基幹施設はほとんどなくなるんですよ。どんどんなくなってきた。

あと甲立駅の有人販売はなくなったんですけど、もう1回当局が考えるチャンスがあるというふうに思った。というのは、広島まちづくり交通協議会っていうのがありますよね。3市で今協議しておりますけど、芸備線の活性化について協議する。じゃあ何するかなというのがそれぞれの自治体で提案して、最終的には再構築協議会に移行して、芸備線の活性化について実施するのは、今進行中なんです。

時代の変遷もあるかも分かりませんが、もう一度有人販売の提案をしてやってもらえないかなと。チャンスは1回ほどあります。

なぜ有人販売にこだわるのかということ、駅というのは、広島駅を見たら分かるように、改善して、改修してやったら人が集まると。

じゃあ甲立駅は人が集まらないような地域なんか。何ぼ投資しても集まらないというところはあると思う。甲立駅は周辺を見渡したら、四方八方から人が集まるような地域なんです。

もう一度この駅を市の施設として、人が集まるような施設にするためには、付加価値をつけるという意味でも有人販売はできんのだろうかというのがあって2番の質問をしたんです。

これ以上荒廃をしないためにも、小さな施策ですが、そういうことはできんのか言うんでこの質問をいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

今、山本議員が甲田町に対する熱い思いをお聞かせいただきました。

そういった中で甲田の核となる施設がなくなっていくと、寂しさと衰退を懸念をしないとということだと思います。

そういった中で有人販売を復活できないかということですが、有人販売がイコールそれを解決するとまでは私は現時点では思っておりませ

ん。それに代わる形でこの甲立駅周辺を高める方策を、逆に魅力ある駅にしていくことを考えていきたいと思っております。

今紹介いただきました三次・安芸高田・広島まちづくり協議会においても、今任意の団体ですけれども、いずれこれを法定協に上げていく必要もあると思います。

そういった中で甲立駅沿線上の広島から三次までの沿線上の各駅をどういうふうにしていくかということは、当然の課題として各市町が参加の市町が協議をしておりますので、その中で当面は、当面というか切手の販売についてはJRさんのほうから御配慮いただき、自動券売機、これ向原駅と同じ形になると思いますけれども、そういったものを設置するというで一応クリアをさせていただき、その後の山本議員の思われる思いについては、市も当然魅力ある駅として残していく、これは向原駅も併せてですけれども、考えていこうと思っておりますので、そちらのほうの別な形で、これはもう交通の結節点となるという重要な駅ということは認識をしておりますので、そういった意味で整備をしていきたいというふうに思っております。

決して、甲田町を衰退させるというふうな思いで様々な施策はしていないということだけは、申し述べさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 今の市長の答弁を聞きまして、信用して、期待していきたいというふうに思います。

もう甲田にとっては、私が見た限り人口減少の歯止めはかからんと。

でも、それを止めるためには、今のような考えでしっかりと市が進んで対策を取っていただきたい、このように思います。この質問はこれで終わります。

次に、耕作放棄地や山林の管理放棄地対策についてお伺いいたしますが、安芸高田市は相続により耕作放棄地や山林の管理放棄が増加の傾向にあります。

よって次のことについてお伺いいたします。

市に、相続を受ける人たちが相談できる窓口はちょっと耳にしてないんですけど、用意してあるのでしょうか。

○石 飛 議 長 山本議員にお尋ねします。

用意してあるのでしょうかと、通告書には設けることができないかとなってますが、通告どおりの質問と捉えてよろしいのでしょうか。

○山 本 議 員 はい、そうしてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

- 藤本市長 お答えいたします。  
現在、農地については農業委員会や地域営農課が、そして山林については農林水産課のほうが相談を受け付けさせていただいております。  
一旦、それぞれの担当課にそういった案件があれば御相談をいただければと思います。  
以上です。
- 石飛議長 以上で答弁を終わります。  
山本議員。
- 山本議員 それではもう1番の質問は終わって、2番に行きたいと思います。  
この対応として、相続の多様で、国の制度である相続土地国庫帰属制度がありますが、今年1月1日の中国新聞だったのですが、費用がかさむと。費用がかさむことや、認定までの時間がかかることで、断念する方が多いという記事がありました。本市における現状を踏まえたときに、この制度の利用促進を目的とした多様な支援を図ることができないだろうか、このように思います。  
例えばこの制度の補完措置として、市に寄附を受け入れるような制度をつくるとかというようなことが考えられるのだろうかというふうに思います。  
そのことについてお伺いします。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。  
本市としても、制度の周知や関係機関への適切な案内は重要であると認識をしており、引き続き法務局との連携の下、制度の内容や申請手続に関する情報提供を行っていきたいと思っております。  
一方で、山本議員御提案の市による寄附の受入れについてはですけども国制度を補完する独自の仕組みについては、寄附を受け入れた後の管理・処分に対応の財政負担が生じることから、市財政への影響が懸念をされます。  
今、不要な土地等にも、市は処分するような方向に流れておりますので、新たにこういった寄附によって財産を殖やすということは、なかなか受け入れるということは難しいかなと思っております。  
そういった点を踏まえますと、耕作放棄地や山林等、寄附を本市として受けることは現時点では難しいというのが現在の思いです。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
山本議員。
- 山本議員 今の補完措置っていうのを伺いましたんですけど、私はあると思うんですよ。  
まず第一点は、山林です。山林は、本市の8割近くを面積を有してい

るんですけど、森林環境譲与税というのがありますよね。

これは森林の管理についても、この税を使えるというふうに聞いております。そうしたときに、地籍調査が済んだ山とか、済んでなくてもその山一帯を全部引き受けて森林環境譲与税を使って、山の整備をするということは可能なんじゃないかなというふうに思うんです。

本市議は森林組合があります。本店もあるし。そこらと一緒に協議しながら、広葉樹林にしても、針葉樹林にしても、整備するのは可能じゃないかと考えるんですけど、そこらのアイデアというのは全く浮かばないのでしょうか、お伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 山本議員の質問にお答えをいたします。

森林環境譲与税のことについて言及をされましたので、その部分については担当部長のほうから少し詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

可能性があるのではないかと、市のほうでと、寄附を受けてということですけども、まず、何が問題、何が課題かということ、相談窓口のところでも少しあるんですけども、やはり相続する土地そのものは私有財産であるというのが大きな特徴でありまして、私有財産は、基本的にはその持ち主である、あるいはそれを相続する方の費用を持って管理をする、あるいは手続をするというのが、現在の制度の中の大原則でありまして、いろんな窓口として相談を受けますが、それ以上のところでいくと、例えば弁護士法とか司法書士法とか、そういったところにも関係してきますので、適正な行政としての対応は求められるんだろうと思っております。

もちろん、一般的な相談を受けて紹介をするとかそういった、違う、弁護士相談とかいろいろありますので、そういったところを紹介するというのは今でもやっておりますので、そういった部分ではできるであろうと思っております。

今、アイデアというか提案としては、森林環境譲与税を利用して、市のほうが寄附を受けた森林を管理していけば、それは先ほど紹介のありました相続土地国庫帰属制度の活用が進むのではないかと御指摘でありますけれども、これも森林環境譲与税の目的というものも定まっておりますので、なかなか難しいと今は思っておりますが、まず森林環境譲与税のことについては、担当部長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○石 飛 議 長 小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 少し森林環境譲与税の使い道について、御説明をさせていただきたいと思っております。

森林環境譲与税森林整備等ございますけれども、今、山本議員のおつ

しゃるところのちょっと関係するところでいいますと、経営管理ということで、経営ができない山林について、所有者の方にアンケートを取って、市に委託をしていただいて、それをまとめて再委託して新規事業の方へ管理していただくという制度がございます。

これについては、広島県で一番最初に美土里町の本郷地区で、1か所その業務をしております。現在も予算のほうにも反映しておりますけれども、今年度、八千代地区において、そういう人工林が管理できないところについて調査をして整備計画のほうをつくるよう、今進めているところですよ。

市としましては、まず人工林、生産森林、そのもう適期が来ておるとかそういうものについて、消費者の方に成り代わって委託を受けて経営できるものについては事業者へ渡して、そこを経営していくということを進めているところでございます。

森林環境譲与税についても限りがございますので、そういったところを少しずつでも進めていく方針でやっております。

以上でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 なんか部長の答弁を聞いたら、難しそうな話で、いいとこ取りしかできんというような感じの答弁にしか聞こえなかったんですけど、相続土地国庫帰属制度の補完措置だということのを頭の中に入れておいてほしいんです。

というのは、相続が来ますね。そしたらもうこれはもう私はもうよう受けんと。管理もようせんと。誰か取ってやというてまず相談があるんです。国に田畑と山林は帰属制度がありますよという紹介になってくるんだそうですね。そこに行くと、まずお金の話になって、一筆当たりの手数料が1万4,000円だと。

山主にとって山だけで30筆ぐらいある。いきなり40万近いじゃないですか。それで田んぼがついてしまう。

10年間の管理料が最低20万円。200万円、300万円すぐなるそうですね。その話を聞いて、もう手続のところに行かずに、残念、やめますと、こういうふうになってくる。でも管理ができない。もう山林は野放し状態で、針葉樹を植えた後も経費の問題から、自分で事業をつくってようしませんと。

田んぼについても、よう構わん。誰かやってくれる人はおらんでしょかど、そういったときに、農地バンクとかいうのがありますが、それはあっせんはせんですよ。分かりましたって預かってやるだけ、田んぼは。

農業委員会であっせんをするような話があるようですけど、ほとんど使う相手が見つかっていて、それを預かるかって言うたら、預かります

と言った分だけを構って、ほとんどもう手につかないという、そのような状態を田んぼについてはありますよね。

山だけでも何とかならんかというふうに思ったのですが、市が寄附してもらって制度ではなくって、委託を受けるということもできますよね、山は。

市は委託を受けて、その維持管理をしながら、最終的には森林の経営者へまた再委託して、その人は販売して収益を上げるという、こういう制度ですよ。

それなら、そういった放棄をする山林を、集めたその一山についてです、この山を集めて歩く。それでそれが一定程度集まったら、例えて言えば森林組合ですが、森林組合と協議しながら、この山は針葉樹がいっぱいあると。じゃあこれで進めていこうやと。じゃあ寄附が出たら、その受け入れてやろうやと言うて、国の制度に乗っからん人をそうやってでも救っていくということではできないかなというふうに思うんですけど、再度質問しますが、やっぱりできないですか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 今の市が預かって委託を受けて、それを再委託しておるのが、今ちょっと人工林で先ほど説明をしたところでございます。

山本議員がおっしゃるようなそこらの管理ができない部分についてまとめて、市が預かって、再委託していくということですが、今のそういう預かって再委託していく部分でございますけれども、まず場所を決めるときに森林組合さんと学識経験者の方と、それを再委託をしたときに、経営として成り立つかということが一つございます。

それがまとまって事業者のほうでやっというものについては、再委託に出して、それを伐採して売ったりとか、そのお金をまた所有者の方へ払っていくということになると思うんですけども、全く経営が成り立たないちっちゃい部分とか、まとまってない部分、そういったところを国のほうでも委託料を頂いて、何年間か管理していくというのが国庫帰属制度でございますけれども、その部分を市が負担をして、それまで保管として担っていくという部分については、財政的にもかなり厳しいのではないかと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 杉安副市長。

○杉安副市長 追加というか、ちょっと補足で改めて質問の趣旨についても整理をさせていただきたいと思っておりますけれども、山林を受託して委託、市が何か事業化するものと、山本議員の質問の趣旨であります相続土地国庫帰属制度、これはあくまでも国にその所有権を移すという、それがなかなかそういう制度に乗っかれないので、難しさがあるので、市が所有権を寄附を受けてはどうかというのと、これは全く違うものになって、事

業の部分を今、部長のほうの説明をしたとおりでして、寄附を受けるというのはまた違うものであります。

そして、この相続土地国庫帰属制度がなかなか国が示した制度としては、活用が進まない難しさは山本議員自ら御説明をいただいたとおりで、なかなかこのマッチングしないということなんです。それは一筆1万4,000円というのは高いかどうかは別としましても、その後の管理のために10年間分の費用を出してまでもやると、帰属させると。そして、国のほうも利用できるかどうかというのをかなり厳しくこれを見ているようですので、なかなかマッチングしないというのは、先ほど御紹介いただいたとおりであります。

ですから、一般論としては、市としてはその制度の相談に来られた方には、国のホームページ等にありますがものをきちんと説明してあげて、次はこういうところでこういう相談してくださいとか、そういう返し方はできますが、寄附を受けて、市として事業を何か次の管理を市がしていくというのは、非常に難しいというふうに思っています。

事業化と寄附を受けるというのは少し違うものだと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 国の制度を利用しようと思ったら、相続人もなかなか利用が難しいと。補完的に市のほうで制度をつくって、対応したらどうかという提案をしたんですけど。

相談を受けたらどうにもならんいう、市へ相談に来て、結果的には今の答弁ではどうにもならんいうのが結論だったと思うんです。悪いですね、市は受け取られません、制度はありません、それで国に言ってください、あがに銭がいつちやかなわんけやめます、どうにかならんですから言うたら、どうもなりませんねいうのは、市の窓口の答弁だろうが、どうにかしてくださいよ。

この市にとっても、こういう現実はかなりあると思うんです。それをどうにかしたいって言ったら、市も立ち上がってください。国へこの制度が使いにくいと。もう少し当事者が、使い便利のいいように、要するに費用です、費用をしっかりと下げて対応できるようにしてくれというような陳情はできんのでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

こういう状況を安芸高田市ではなくて、周辺市町同じような状況のところあると思います、そういった意味で広島県の市長会とか、そういったところでちょっとこの情報を共有させてもらって、やっぱり大きな塊になって動く必要があると思いますので、そういった対応は考えていきたいと思っています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

山本議員。

○山 本 議 員 やっと晴れ晴れとしたような気持ちになったのですが、しっかり、これは中山間地における自治体は、もう当然安芸高田市だけじゃないと思うんです。

地方山地に所属する自治体は、ほとんどこれじゃろうと思う。一丸となってしっかり国へ要望をして、使いやすい便利のいい制度に変えていただくように努力していただきたいと思います。

いざのときには言うてください、手伝いにいきますから。

これをもちまして私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○石 飛 議 長 以上で、山本議員の質問を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

2番、佐々木議員。

○佐々木議員 2番、佐々木智之です。先ほどニュースで見ましたが、午後からも予防は晴れでした。

大枠2点について質問いたします。

1、市の施策へのポイントアプリ活用についてです。

今年、新たな総合計画ができました。総合計画策定後、具体的な事務事業を市民参画の下行っていき、市長が将来像として描く安芸高田市となるよう取り組むこととなります。

令和6年度決算審査を行いました。事務事業評価シートにも、当初想定した人数に参加人数が届かなかった事業が幾つかありました。また、公共施設の利用についても、市の人口が年々減っていく中で、利用度が下がり、将来的に維持できなくなる可能性もあります。

事務事業はどれも市民に有用性のある事業だと思いますが、なかなか認知から参加につなげるのは難しいものだと思います。住民の様々な理由があると思います。それでも市民にできるだけ多く関わってもらえるような工夫が必要ではないかと考えます。

そこで、以下の質問3点についてお伺いします。

(1) 現在市が行っているセミナーやイベントについて、市民に多く参加してもらえるよう取り組んでいることは何か、伺います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

- 藤本市長。
- 藤本市長 午後、議場内が曇り雨にならないようにしっかりと答弁をしていきたいと思えます。
- 佐々木議員の質問にお答えいたします。
- 市民に多く参加してもらえる主な取組として情報発信に力を入れております。従来の広報あきたかたお太助けフォンに加えて、市のホームページやSNS、LINE、フェイスブック、インスタグラム、Xを活用し、視覚的な周知に努めているところです。
- また、ターゲット層に応じた開催日時や開催会場の設定を行い、参加者のアンケート結果を次回の企画に反映させるなどを行っております。
- 以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。
- 佐々木議員。
- 佐々木議員 次の質問に移ります。
- ②その取組について、現状の評価と課題を伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。
- 現状の評価としては、一定の固定的な利用者層や特定のテーマに強い関心を持つ層には情報が届いていると思えます。満足度も高い傾向にあると捉えております。
- しかしながら、新たな層や現役世代の取組については、十分な成果が得られていないところに課題があると思っております。
- 今後も、市民の皆様が参加したくなる仕組みづくり、市民の皆さんに多く関わってもらえるような、部局を超える実施主体の横の連携を強化して、魅力的なイベントの企画・立案に努めてまいりたいと思えます。
- 以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。
- 佐々木議員。
- 佐々木議員 答弁にもありましたように、新しく層を広げていく、あとは現役世代というところに対するアプローチできるかどうかというところは大事な視点だと考えます。
- 次の質問に移ります。
- (2) 他市町においてポイント活用ができるアプリによって、住民の日々の行動変容を促す事例や、自治体独自の特色ある施策の推進をしている事例があります。例えば、健康増進を目的に、健康診断や歯科検診などでポイントを付与する事例や、貯まったポイントを、医食同源の観点から、産直野菜の購入に使用できるなど、事業を連携していく取組があります。
- そこで、本市の取組について、①インセンティブを活用した施策展開

- を行っているか、伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
現時点では、健康分野において実施をしているものが1点ほどあります。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
佐々木議員。
- 佐々木議員 その事業なんですけど、健康チャレンジ事業の認識で間違いないか、  
お伺いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 おっしゃるとおり、健康チャレンジ事業です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
佐々木議員。
- 佐々木議員 この健康チャレンジ事業ですが、目的として個人で健康づくりの習慣化を目指すための支援する事業であるというふうに理解しております。  
この健康チャレンジ事業の参加をしてもらいたいターゲットと想定参加者数について、伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 健康チャレンジ事業の想定している年齢層ですけれども、基本的には全年齢を対象としております。しかしながら、実際に参加されておられる方は、60歳以上の方がほぼほぼでございます。  
それと想定としては300名を想定しておりますけれども、今年度はまだ締めてはございませんけれども、今のところは90名、前年度は132名の方が参加していただいております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
佐々木議員。
- 佐々木議員 この健康チャレンジ事業のインセンティブについてですけれども、参加賞の内容、またコストなどを伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 こちら参加賞としまして、ストレッチベルト、筋力アップのために伸ばして使うベルト、それから手拭いです。あとは啓発資料を入れたものを記念品として贈呈しております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。

- 佐々木議員。
- 佐々木議員 令和6年度の事務事業評価シートの中を確認すると、この財源に関してですけれども、その他の項目で682万4,000円としてあって、内訳が県の3事業に対する予算が入っているのかなというふうに認識したんですけれども、ちょっといろいろまとまって項目が書いてあったので、この健康チャレンジ事業自体のかかっているコストについて、伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 総額はちょっと持ち合わせてないんですけれども、1人当たりおよそ数百円、200円から300円程度のコストをかけております。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
佐々木議員。
- 佐々木議員 先ほど全年齢をターゲットにしているが、実際には60代以上の方が多くということだったんですけれども、この健康チャレンジ事業の成果と課題について伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 成果としましては、この健康チャレンジ事業、御自身で目標を定めて、それを達成したことを記録に残すことによって、健康意識の増進ということと、それから課題としましては、やはり手書きの負担がかかるので、どうしてもやはり続けることが難しい方がおられるというところで、来年度ちょっと見直しを考えているところでございます。  
以上です。
- 石飛議長 答弁を終わります。  
佐々木議員。
- 佐々木議員 自分自身でも、この健康チャレンジ事業に対しての参加者のほうを各支所でお聞きしたんですけれども、具体的には美土里町1名、高宮町1名、甲田町9名、向原町6名、八千代町9名、吉田町は郵送分も含めての64名ということだったので、やはり各町でももう少し参加してもらえたらよいのではないかなというところに、課題の認識があるんですけれども、いずれにおいても現在の手法ではなかなか認知度、参加率も高いとは言えないと理解しました。  
次の質問に入ります。  
②本市でも健康増進や習慣化を目的にポイントを活用し行動を促していくことは、市民一人一人参加するきっかけづくりになると思いますが、展開する考えがあるか伺います。
- 石飛議長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。

先ほど来ありますインセンティブ事業としての健康チャレンジ事業を行ってきております。この事業は御自身で設定した健康に関する目標に対して、2か月間取り組んだ内容を記載した記録表を引き換えに、健康グッズを進呈するという形で現在進めております。

来年度からは先ほども部長のほうで申しましたように、これまでの手書きの記録表を見直し、市の公式LINEを活用して、体重測定記録や朝食の摂取結果など、日々の健康づくりに対する取組を御自身で入力できるようにするほか、健診や健康づくり講演会の会場に、2次元コードを配置し、参加ポイントを加算するという事業を計画をしております。

インセンティブについても先ほど紹介しましたように、200円、300円から少し上げて、ちょっと魅力のあるものにしていきたいなというふうに思っております。

そういったことで現在事業の実施に向けて準備を進めているところです。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 とても気持ちのいい答弁をいただいたような気がしています。

次の質問に入ります。

(3) 近年、従来の大量生産、消費、廃棄という一方通行型の経済、リニアエコノミーと呼びますが、それから脱却し、製品、資源の価値を最大化しながら、効率的、循環的に利用する新しい循環経済サーキュラーエコノミーの考え方が大切になっています。

循環経済の実現によって、3Rによるごみ削減や好循環が期待でき、大きく見れば、ごみ処理施設の負担金等の行政コストの削減につながっていくと考えます。

実現のためには、市民一人一人の行動変容が重要となりますが、以下の質問を伺います。

①サーキュラーエコノミーについて市のお考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

資源の買う、使う、分ける、回すを効率的、循環的に活用するサーキュラーエコノミーの考え方は、本市が取り組んでいる循環型社会の形成と方向性を同じくするものと認識をしています。

本市では、分ける、回すに対してごみを減らしてリサイクルを推進する3Rの取組や、地域の資源物回収に対する助成金の交付、環境団体と連携した生ごみの堆肥化の普及・啓発に取り組んでおります。

これらの取組をサーキュラーエコノミーへと移行していくためには、事業者の関与により廃棄物を原料とする経済活動への転換を図る必要が

あると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 意識を変えていくきっかけとして、今現在、芸北広域環境施設組合きれいセンターのほうが実施しているごみの見学会などの参加するなどのエコに関する活動に参加することで、こちらにもインセンティブ、ポイントがたまり、たまったポイントで市内施設を割安で利用できるといった取組もよいと考えますが、先ほどの2次元コード等のポイント、さらには魅力化というところに加えて、こういった取組ができないか考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 あらゆる施策に対してのポイント事業化については、慎重に検討していきたいと思っておりますけども、そういったこの環境分野についても、できるものであればそういったものも取り入れながら、要するに市民の皆さんの意識がこういった方向に向かわなくては前に行かないという分野ですので、そういったのを触発するというか、刺激するのになるのであれば、考える余地があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 ここはポイントアプリでの事例を踏まえて質問させていただきましたが、少し具体的なアプリと関連して次の質問に入ります。

②広島広域都市圏ポイント、としぽというポイントアプリがあります。少し説明をしますと、としぽは広島市の中心部から約60キロ程度の範囲、28市町、いわゆる広域都市圏で利用できる地域共通のポイントアプリです。広島県、山口県、島根県の3県にまたがる広島広域都市圏のうち、計33市町で活用されています。

ここ安芸高田市にも加盟店があります。地元のお店や行政のイベントを通じてポイントをためる、使うことで地域経済を応援できる仕組みになっています。

お買物でポイントがたまるというだけでなく、ウォーキングの歩数やごみ出しカレンダーの確認、アンケート回答、地域イベントへの参加などでポイントがたまります。1ポイント1円として、加盟店で支払いに利用できるというものです。他にも加盟店で使える限定クーポンの配信や、権益の特産品が当たるポイント抽せんに応募できたりします。

使い方として、加盟店にあるQRコードのアプリのカメラで読み取りか、ウォーキングなどのミッションを達成してポイントを取得していくというものです。

としポの扱う広域都市圏である本市において、より幅広く展開する考えがないか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

としポは本市も加入している先ほど紹介いただきましたように広島広域都市圏内で実施されているポイント制度です。

自治体が設定したイベントの参加、健康活動の実施、アンケートの回答などでポイントをためて、地域の加盟店で1ポイント1円として使うことができるというシステムで、2025年3月現在、圏域内での利用者は8万6,267人、加盟店は580店舗で大半が広島市に集中はしております。

本市での利用者、加盟店はほとんどないのが現状です

今回のこの通告を受けて、私も登録をしたようなことですので、多分、安芸高田市内でもかなり知らない人が多いんだろうなという思いがしました。せっかくある仕組みですので、活用に向けた検討を行っていくように担当課の方には指示をしていきたいというふうに思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 自分もちょっと商工会の方にヒアリングに行った際も、担当者の方も認知していなかったっていうところで、まだ認知度の低さというところはありますけども、合わせていろいろ広くして、同時に使えるところと使う人っていうところを増やしていくことが大事になってくるのではないかなというふうに考えます。

大枠、2点目に移ります。所有者不明土地についてです。

所有者が特定できない、所有者不明土地の増加は、全国で九州の面積に匹敵する規模約410万ヘクタールに達しており、社会的な懸念が広がっています。これを受け、国は放置を防ぐための法整備を急ピッチで進めています。

まず、発生予防として、相続登記の義務化がされました。2024年4月1日からの法制化です。そして、次に、手放すことを選択肢として、相続土地国庫帰属制度が2023年4月から始まっています。これは、先ほどの同僚議員からの質問にも入っていました。

そして、利活用の促進策として所有者不明土地管理制度により、手続きを行い、管理人が設定された土地について、売却や管理が可能となりました。今後も土地所有者が特定できないことで、道路の維持管理や倒壊危険のある空き家の増加などが懸念され、対策しておく必要があると思います。

そこで以下の質問を伺います。

(1) 所有者が不明な土地が近隣に存在するとき、市が行う手続きについて具体的な手順を伺います。

- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
不動産の登記固定資産税課税台帳の情報を基に、住民票や戸籍の請求により所有者調査を行います。所有者調査を行っても、所有者が判明しない場合で、著しく保安上危険な状態であったり、周辺的生活環境保全を図るために放置することが不適切な場合には、所有者不明土地管理制度により、裁判所に管理人の選任申立を行うという方法があります。  
また、所有者が不明な土地に空き家等がある場合には、空き家等対策特別措置法に基づき、略式代執行や緊急安全措置を行うことができるとされております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
佐々木議員。
- 佐々木議員 おっしゃるとおり、スムーズに見つかれば解決に向けて進むことができますが、そうでないと、これから手続が多く発生するというのが実態としてあると思います。  
次の質問に移ります。  
②所有者を特定することが困難な場合、その土地は、市にとって問題にならないか伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
市も当然、問題であると認識をしております。所有者不明ということによって、固定資産税を課税することができないということがまずあります。また、公共事業のため用地買収が進まないとか、災害があった場合の復旧工事が遅れる、または、管理不全によりゴミの不法投棄や倒壊のおそれが生じる等懸念があります。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
佐々木議員。
- 佐々木議員 確かにそのとおりで、ちょっと具体的な土地の種類によって伺いたいんですけども、土地といっても地目的には宅地だったり畑だったり山林だったりというところがあると思うんです。  
まず農地に関して、少し具体的に伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
小櫻産業部長。
- 小櫻産業部長 農地でございますけれども、農地の方、所有者不明ということで、荒廃地もありますけれども、この農地を利用したい、借りて使いたいといった場合に、その所有者が見つからないと利用できないということがご

ございました。けれども、今は農地中間管理機構を通じて、農業委員会の方に、その所有者の探索の方を依頼をし、所有者を見つける。または今は管理委員人ですかね、そういうもので告示等して借りる制度ができておりますので、そちらの方を使っております。いずれにしても、所有者の方が分からない土地荒廃地については、なかなか処理についても難しいという問題点があると思います。

以上です。

○石 飛 議 長

佐々木議員。

○佐々木議員

続いて、山林について問題がないか、お伺いします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長

山林については、先ほど山本議員の方が言っていただきましたけれども、相続のその部分もございませうけれども、不明ということで、その木が、隣接する家屋のかたとか道路の方、出て迷惑かけるということが問題であると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員

多くの影響が出る、想定できる中で、先月から始まった制度等を含めて、次の質問に移ります。

(2) 2026年2月2日より、所有不動産記録証明制度が始まりました。法務局で申請し、氏名と住所で検索すれば、登記されている所有不動産をリストとして取得できるようになります。この所有不動産記録証明制度をしっかりと認知してもらい、今後、相続が発生するときに円滑に手続を行うことができれば、これまで面倒だと放置してしまうことが多かった、この相続というところの事象が、問題化することが減るのではないかと考えます。市としても、周知をしていく必要があると思いますが、今後、所有者が特定できなくなる状況を防ぐために、市としてどのような対応を行うか伺います。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えいたします。

この制度がなぜ導入されたというのをちょっと調べてみると、相続登記の義務化が始まったにもかかわらず、相続人が3年以内に登記を行う必要があるんですけども、どこに不動産があるかというのが分からないというのがケースが多く出てきて、義務化と実務が矛盾しているということとか、全国で、この不明地が多いという。九州全土に匹敵するぐらいの面積が不明な土地としてあるということもある中で、こういった制度が生まれてきたように記録があるんで、そういった意味でも、この不動産記録証明制度を、法務局と連携をして、広報していく必要があると

いうふうに考えております。特に、死亡や転居の手続の際には、市民課や支所の窓口に来庁されますので、それらの窓口で手に取っていただけるようなパンフレットを配布すると効果的な方法で周知広報をしてほしいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 しっかりと周知をしていただければと思います。さらに円滑に進む手段の一つとして、日本郵便が2026年度から家屋が破損するなど、管理が不十分な空き家の持ち主の転居情報を実際に提供できるようになります。拡充という形で、できるようになります。これにより住民票を移さずに引っ越した場合も、行政が追跡できるようにし、建物が倒壊などの危険性が増す前段で対処につなげることが狙いとしてできるそうです。郵便ネットワークを地域の安心安全など住環境の向上に役立てるというふうな目的もあります。多様な手法を市として扱っていただきたいところですが、考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

日本郵便との連携については、支所機能のところでもやっていますので、こういった新たなメニューが増えてきています。そういった意味で、空き家等の情報を郵便局の配達のとくに、十分にその状況が把握できるということで、ポストに何日か投入したのがそのままあるというのを調べたり、そういった情報を流せられるという制度ができておりますので、そこは今後、日本郵便と協議をしながら進められるものは進めていきたいというふうに思っております。

ちょっと制度の詳細について、以前の制度とは多分、変わってきておると思いますので、詳細調べて、また対応していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 この転居情報の提供にもコストがかかるという認識ですので、適切に活用してもらいたいというふうな考えです。

次の質問に移ります。

②現在の所有者に向けた啓発を行っているか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

この所有不動産記録証明制度は施行したばかりですので、先ほどの答弁と同様になりますけども、また法務局と連携をして、広報していくと

いうレベルであります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 現在の所有者というふうに先ほど質問のほうで入れたように、啓発として届けたいターゲットというのは、自分が関係しているのには理由は様々あると思うんですけども、相続を行っていない人に向けてというところが狙いですので。

ちょっと振り返ってみると、市長の所信表明の基本姿勢のうち、三つ目「やり抜く」の中に、つけを次世代に回さないという文面があります。つけにもいろんな形があるかなというふうに思っておりますので、次世代にこういったつけを回してしまうと、どのような未来になると想定しているかを伺って、一般質問を終わりたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

御紹介いただいたように、次世代につけを回さないということで、まず財政も含めて、いろんなことがあります。こういった土地の関係も、やはりこれから先、特に自分の、私もですけども、自分の親から引き継いだ山とか土地の境界とかが、十分に確認できてないという部分もあります。そういったものが代が先になればなるほど、こういった、極端に言えば、不明な土地が増えてくることになると思いますので、そういった貴重な財産もしっかりと今の世代の段階で、次の世代に整理をして送っていくという取組をしていく必要があるというのが、今回の佐々木議員の質問の趣旨だと思いますので、そういったところもしっかりと法務局等、いろんな関係機関とも連携しながら、まさに次世代につけを回さない、そういったものを送らないという社会をつくっていくように努力をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 以上で、自分の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、佐々木議員の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

3番、熊高議員。

○熊高(慎)議員 3番、熊高慎二です。

それでは、質問通告に基づきまして、大枠3点、順番に伺ってまいります。

それでは1点目、向原農村交流館について伺いをいたします。

安芸高田市農村交流館やすらぎは、物産品の販売、飲食店、休憩所、イ

ベント会場など、地域の交流の場として長い間親しまれております。公共施設等総合管理計画の中で、2026年度に関係団体との合意形成完了後、譲渡という計画になっております。令和7年3月、質問をさせていただきましたが、それから1年が経過いたしましたので、現状について伺ってまいります。

(1) 指定管理者との協議の現状についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長   ただいまの質問に対し答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長   熊高慎二議員の質問にお答えいたします。

向原農村交流空間やすらぎを運用されております、特定非営利活動法人ふるさとネットやすらぎ会の方とは、昨年、運営要望書をいただき、運営者の方の活動状況、今後に対する思いなどを直接お話を聞かせていただいたところです。

現状、要望書に対する回答を行わせていただき、関係課において方向性などについて検討している状況です。

以上です。

○石 飛 議 長   答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員   要望書に対する回答を行い、連携協議をされているというような御答弁だったと思います。ここで改めてとなりますが、やすらぎについて触れさせていただきたいと思います。

本年度も、年間売上げは過去最高の見込み。年間来館者数も約5万2,000人を超えるという実績だそうです。また、県道37号線沿いに立地しており、安芸高田市の南からの玄関口でもあります。ドライブの中で、トイレ休憩も兼ねた市外からのお客さんも多く、野菜販売、アート作品の販売、地域観光情報の発信も行っており、安芸高田地域の活性化に重要な施設になっております。

先ほどの年間来館者数は過去最高になる見込みということで、東広島高田道路が昨年5月に開通したことも寄与しているのではないかと考えております。

また、地域活性化のために、各種イベントも継続的に開催をされております。今年もアート祭りin向原が開催されますが、県下でも有数のイベントになっており、2,000人以上の来場者があり、安芸高田市を知っていただく、大きな役割にもなっております。

このことから、やはり湯治村や道の駅のような、観光施設として進めていく必要があるのではないかと考え、(2)です。

令和7年3月の一般質問の中で、将来的にも観光施設として位置づけたいと考えているという答弁がありました。現在の計画について、お伺いをいたします。

○石 飛 議 長   答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

昨年3月の一般質問の中で、観光施設として位置づけたいという考えているという思いは、今も変わってはおりません。新年度予算において、観光振興計画の作成の予算を計上させていただいております。この計画の中で、向原農村交流会館やすらぎの位置づけについても明記をしたいと考えております。

観光振興計画では、今後、観光施策についても方向性を出していきますので、他の観光施設の運営なども含め、検討していく考えでおります。以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 観光振興計画に、やすらぎの位置づけを明記していただくという御答弁だったと思います。やすらぎは本市への貴重な入り込み客を導く施設であり、地域経済の活性化のため、安芸高田市にとって大変重要な施設だと認識されているからこそ、今回、観光振興計画に明記するんだというような答弁だったと感じました。

私も観光施設としてやっていくんだということを示す時期に来ているんじゃないかなと思っております。観光振興計画には、ぜひやすらぎも、将来に向けたビジョンをしっかりと盛り込んでいただきたいと思います。市長のお考えを伺いいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 今回、整備をもし予算でお認めいただいたら、すぐにでもこの振興計画の策定に向けて取りかかりたいと思います。

その中で、向原農村交流館やすらぎについての位置づけというものを、しっかりと観光施設として位置づけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 では(3)にいきます。

向原農村交流館やすらぎの役割が観光拠点にもなっている点から、公共施設等総合管理計画の見直しについてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

現在、向原農村交流館やすらぎについては、公共施設廃止スケジュールで2026年度に廃止予定となっております。先ほど答弁させていただきま

したが、観光振興計画の中で位置づけを決めてまいりますので、2026年度に改定できるように進めていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 来年度に観光振興計画で位置づけを決めてから、公共施設等総合管理計画の改定をするという御答弁だったと思います。

施政方針でもありました観光振興計画に本日のやり取りも含めて、やすらぎを明記していくということですが、市として、道の駅や湯治村との観光ネットワークに、やすらぎをしっかりと踏み込んでいただき、市全体の経済波及効果を上げていく、従来の農村交流館としての維持管理予算の枠組みを超え、広域から集客を狙ったプロモーションやインバウンド対応、老朽化した設備の改修支援など、今後、観光拠点にふさわしい予算も検討していくことが大切だと思っておりますが、市長の考え、お伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

先ほど申しましたように、観光振興計画の中で、やすらぎの位置づけを確認してまいります。そういった中で、他の観光施設、湯治村あるいは道の駅との関連性とか、これから先の在り方についても、引き続き検討していくようになると思っております。

そういった意味で、従来の安らぎの位置づけよりかは観光施設ということで、はっきりと明記しますので、予算措置については、また別途検討していくことになると思っておりますけども、いずれにせよ、重要な施設という位置づけで守っていくといたしますか、存続に向けて、市としても考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 財政が厳しいという中で、しっかり知恵を出していく必要があると私も思っております。だからこそ今から観光施設として動いていく中で、指定管理者の方もしっかりアイデアを出していただく、またよりよい施設にするために工夫をしていく必要もあると私は思っております。私もしっかり他の自治体等の事例研究し、市の活性化のために今後もしっかりと議論を深めていきたいと思っております。

さて市長、本日も傍聴者の方、このやり取り聞いていただきましたけれども、引き続き安芸高田市のための観光施設になるよう、しっかり協議をしていただきたいと考えておりますが、この枠最後、市長の思いを聞かせてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 交流館やすらぎについては、私も何回かお邪魔をさせてもらってます。なかなかいろいろアイデアを出しながら売り方を考えたり、コストコのミニコストコですか、そういったものもあったりとか、いろんな産品もあります。

そういった意味で、そして今、来館者の増えてきているという状況の中で、コロナも収まって、割とそういった人も増えてきたなということと、イベントですね、アート祭りとか、本当に工夫をされて、この集客力アップに向けて努力をされていると思います。そういった貴重な観光資源という位置づけを今度行ってまいりますので、そういった意味で、南の玄関としてふさわしいやすらぎとしてあり続けるために、知恵を絞りながらやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高(慎)議員 次の質問に移ります。2点目、集落支援員についてお伺いをいたします。

集落支援員は、地域支援機能評価の中で、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウをもつ人材が地域課題の把握、問題解決のために設置すると説明をされています。集落支援員の取組について伺ってまいります。

(1) 2025年度の配置状況について、お伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 今年度は、八千代町と甲田町にそれぞれ1名ずつ、計2名の集落支援員を配置しております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高(慎)議員 今年度は2名という御答弁だったと思います。平成7年3月の第5回予算決算常任委員会の審議の中で、ワークショップを月1回開催されるというような御説明がありましたが、開催については今年度行われましたでしょうか、お伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 そのときに申し上げたのは、その地域でワークショップ、地域振興会主体のところ、各町でワークショップをやりますというふうなことで申し上げたかなというふうに思います。これまで3回実施をしております。

- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 集落支援の方も、月1回報告書を提出する、作成することになってお  
ると思いますが、そこで (2) に行きます。  
現在、集落支援員から報告のあった地域課題についてお伺いをいたし  
ます。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
集落支援員、支所長及び政策企画課による定例会を月に1回実施をし  
ており、活動状況の情報共有を行っているところです。地域の福祉関係  
の会議に出席した際に、高齢化の深刻化に伴い、今後は従来の地域振興  
だけでなく、生活支援や福祉に関する相談の増加が予測されるという報  
告や、学校から通学路の見守り活動の支援や農業体験の受入れ先など、  
地域とつなぐコーディネーターとしての役割についての打診があったと  
いう報告を受けております。  
個別具体的の困り事、相談事については、すぐに関係先につなぐなど  
の対応をしていただいているところです。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 出た課題についてはそれぞれ順次対応しているという認識でよろしい  
でしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 そのように対応をさせていただいております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 (3) に移ります。  
2026年度の募集状況についてお伺いをいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
2026年度の集落支援については、2025年度に採用した2名の方を含め  
て、市内6町全てから応募があり、先日全てが決定をいたしました。こ  
れで全ての町に集落支援員を配置することが、体制が整った状況です。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。

- 熊高(慎)議員 向原町だけの募集の時期もあったんで、ちょっと心配しておりますけど、全員募集があったということで安心をいたしました。
- 今年度の募集は、吉田町以外の5名からスタートしましたが、来年度は6名ということですが、令和7年第2回の定例会、同僚議員の一般質問では、吉田町については政策企画課のほうで事務的なことをやっており、他の市町とは少し違う役割となる吉田町の配置については、考えたいというような御答弁がございました。今回、吉田町も含めた募集になった理由について、お伺いをいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 当初は各支所で、その地域の課題をしっかりと拾えるようにというふうなことで5町というふうなことで進めておりましたが、昨年からは各町の郵便局も活用した形で、地域のよりどころ機能というところをしっかりとつくっていくというふうな方針が固まりました。
- そういったことになりますと、吉田町においても、そういうよりどころとしての、いろんな形で相談ができたり、いろんな活動をやっているというふうなことの打合せができたり、そういうふうな場所が必要であり、そういう人も必要だというふうな判断に至り、今回、吉田町も加えるということにしたものです。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 今年度は、吉田町についての集落支援員としての業務というのはあったのでしょうか、お伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
高下企画部長。
- 高下企画部長 今年度については募集をしておりません。2026年度から、そういった形で進められるようにということで、今般、12月の終わりからですか、募集を開始するときに吉田町を加えたというふうなことにしております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 分かりづらい質問で失礼しました。  
今年度、政策企画課のほうで、事務的なこととか、集落支援員としての業務があったのか、お伺いをしたいと思います。
- 石 飛 議 長 高下企画部長。
- 高下企画部長 その一部というふうなことになるのかもしれないなと思って、お聞きをいたしました。と言いますのが、課題の集約というところで、他の地域の集落支援のように出向いてというところはできていないと思うんですが、ワークショップを実際に動かしていくところに入っている部分になりま

すので、そこは八千代町、甲田町においては、集落支援員が果たしております。

ですので、その部分を他の町については、政策企画課の職員が、それぞれ出向いて行って、やっていたというふうなことになるかと思えます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 分かりました。この集落支援員は、支所文化センターの組織の見直し、生活支援コーディネーターとの連携、今年度の新規事業でもありましたし、来年度の施政方針にも集落支援員の配置について言及をされております。

来年度は各町配置をされるということですので、地域の課題解決に向けて取り組んでいただきたいと思うのですが、そこで(4)に行きます。

地域の課題解決のために、集落支援員の役割は大きいと考えますが、今後の取組についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

集落支援員の皆さんも支所長と共に、地域のよりどころ機能を担う重要な位置づけを担ってもらうことになると思っております。市民の皆様からの相談対応、あるいは地域の関係先での会議への出席、学校や地域のサロンなどのほうも地域振興会などの地域活動の支援など、地域の皆様と顔を合わせる機会がとても多くあり、信頼関係の構築が不可欠と考えています。

就任いただいた皆様には、地域振興会への会議の出席や地域巡回を通じ、住民の皆様と顔と名前を覚えていただくことから始めていただき、対話の中で地域の課題を的確に把握していただくことが大切であると考えています。全町に配置された集落支援員が、行政等の地域、そして各種団体とつなぐ役割となるよう、市としても集落支援員の皆さんとの連携を一層密にしていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 私も集落支援員については、市にとって大変重要な役割を持つと認識をしております。行政そして議会もですが、しっかり連携を取り、地域課題の解決に取り組む必要があると考えております。

総務省の令和6年度集落支援員の活動状況についてという資料の中で、福島県喜多方市の取組は、集落支援員をサポートしながら課題解決に取り組む事例が報告をされておりました。さらに支援員同士や行政との情報交換など、行政と集落支援員のコミュニケーションを積極的に問われて

いるという事例もありました。市としても集落支援員に対し、情報交換やバックアップしていく体制づくり、これが私、必要だと考えております。先ほどちょっと答弁にもありましたけれども、改めて市長のお考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
今回、就任をいただきました6名の皆様、本当に地域の関わりを大切に思っている方が6人、本当にそろいました。そういった意味で、これからまさに展開をしようとする新たな地域づくりを、この集落支援の皆さんと一緒に行政が責任を持って進めていきたいというふうに思っております。  
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。

○熊高(慎)議員 来年度に向けて地域の課題解決のための活動を期待して、次の質問に移ります。

3点目です。口腔ケアについてお伺いをいたします。

近年、口腔ケアは、医学的な研究により、虫歯や歯周病を防ぐことから、近年は全身の健康を守り、寿命を延ばすための習慣として捉えられるようになりました。政府も2026年度から全国民が生涯を通じて歯科検診を受ける国民会歯科検診に向けた具体的な取組を進め、2026年度の予算に計上をされております。健康を守るため口腔ケアを習慣化し、市全体で取り組んでいく必要があると考え、次の点について伺ってまいります。

(1) 小中学校の歯磨きの状況について。産業厚生常任委員会の協議会に参考資料を頂きましたが、小・中学校には、どのような方針で指導されているのか、お伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
迫広教育長職務代理者。

○迫広教育長職務代理者 お答えいたします。  
文部科学省の学習指導要領に基づいて、学級活動等で指導しております。また、歯科医師会と連携し、中学校1年生に歯科保健教室を年1回実施し、口腔ケアの大切さについて指導しているところです。

これにより、子どもに対して一貫した歯、口の健康に関する指導が可能となり、生涯を通じた歯、口の健康づくりを進めていく資質や能力の基礎を培い、実践力を育成することができるものと考えております。日常的な給食後の歯磨きについては、各学校において児童生徒の実態に応じて指導しております。

以上です。

- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 各学校には、実態に応じて指導されているということです。学校によって、かなりばらつきがあるようなデータだったんで、統一してというのは、お考えはございませんか、お願いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
柳川教育次長。
- 柳川教育次長 歯と口の健康づくりについては、先ほど答弁しましたように、学習指導要領に基づいてそれぞれ行っておりますが、今の給食後の歯磨き等については、コロナ以降、なかなかコロナの時期は歯磨き指導というのができなかったという状況があって、それでもって今現在、なかなかばらつきがあるということではありますが、引き続いて学校の実態に沿ってにはなりますけど、健康づくりのほうは指導していきたいというふうに考えております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 今年度、小中学校のデータを少し紹介しますと、小学校全体の歯科検診を受けた児童は994人、そのうち443人の44%が虫歯があると診断をされています。中学校は541人健診を受け、このうち195人の36%の生徒が虫歯があると診断されておりました。  
診断の後、ほとんど治療されて治られるんですけども、先日2月20日に、産業厚生常任委員会の協議会で、安芸高田市歯科医師会の皆様と意見交換をさせていただきました。そのときに、歯磨きはもちろん大切で、特に大切なのは、小・中学校のときの歯磨きの正しいブラッシングということでした。磨き方の指導をしっかりとすることが大切だと話されておりました。  
来年度は、歯科衛生士の募集もあり、歯科保健業務が業務内容に書かれてありましたが、ぜひ小中学校への指導にも、こちら力を入れていただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
柳川教育次長。
- 柳川教育次長 来年度は歯科医師会さんの協力を得て、中学校対象だったと思いますが、ブラッシングのほう、実施をしていただいております。  
引き続いて、そういったところと連携をし、ブラッシングの大切さというものを教えていただきたいというふうに考えております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 歯科医師会と、また歯科衛生士の方とも連携してお願いをしたいと思

います。

先ほど述べさせていただきましたが、口腔ケアで大切なのは、歯科検診、歯磨きの習慣化です。これは学校だけの取組では習慣にならないということで(2)番、歯磨きを習慣づけるには、学校の指導だけでなく、家庭での連携が不可欠だと考えますが、家庭との連携について取組をお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

迫広教育長職務代理人。

○迫広教育長職務代理人 お答えいたします。

御指摘のように、歯磨きを習慣づけるため、家庭との連携が重要であると認識しております。小中学校においては、主に保健だより等を活用して、家庭での歯磨きを啓発しております。また、長期休業中に歯磨きカードを配布して、記録を取るなどの取組を実施している学校もあります。

以上でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 やはり歯磨きの習慣というのは、家庭での取組というのは大きいと考えております。歯磨き、歯周病について先ほど御紹介ありましたけども、保護者への保険だより、すぐーるへの情報発信をされておりましたし、先ほど紹介した歯磨きカードなど取組をされているということなんですけども、されていても、なかなか歯科検診などの口腔ケアについては優先順位が低く、後回しになっている状況があります。イベントや民間の力を借りるなど、きっかけづくりが大切だと考えますが、家庭で参加しやすい民間企業とのイベント企画などの開催については、どのようにお考えか、お伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 口腔ケアの啓発につきましては、各種保健事業、それからゆめタウン等でのイベントでも啓発活動を行っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 私も口腔ケアについて学習するうちに、口腔ケアの大切さについて知ることができております。とにかく知っていただくことが一番大切だということで考えております。そこで市民のかたが多く参加する健康診断で、きっかけづくりができないかということで、(3)に行きます。

産業厚生常任委員会の所管事務調査の中で、市が行う健康診断に歯科検診も受診できるか検討するという答弁がありました。検討状況についてお伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

検討結果についてですが、結論から言うと、来年度から総合健診の会場の一部において、歯科検診の実施をいたすことといたしました。

歯と口の健康を維持することは生活習慣病において大変重要だということを考えております。歯科医師会の先生方と協力をいただいて、先ほど紹介したように来年度の総合健診において歯科検診を行うよう計画をしております。その際、歯科検診でなく歯周病や口腔ケアに関する啓発も兼ねて行うことで、健康への関心を高めていただき、生活習慣病の予防につなげていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 安芸太田町も総合健診時に口腔ケアを指導されており、歯周病の早期発見につながっているという事例もあるそうです。今回、健康診断に歯科検診も受診できるこの取組、大変期待をしております。

そして歯科衛生士についてちょっと確認をしたいんですけども、北広島町も歯科衛生士のかたが常駐されているようです。今回、施政方針にありました歯科衛生士を配置し、健康教室に出向いてというふうに書いてありましたけども、現在お考えの歯科衛生士の具体的な取組、お考えがあればお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 歯科衛生士の具体的な取組でございますけれども、現在、保健師のほうで健康とどけ隊であったり、サロンのほうに出向いて健康教室を行っているんですけども、その中の一環として、歯科衛生士が出向いてブラッシングの指導であったりとか、口腔ケアに関する啓発活動を行っていくというようなことを計画しております。

以上でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 今年度、私は特定保健指導を受けました。完了時には参加賞としてストレッチベルトとか、歯周病予防のパンフレット、歯ブラシを送っていただきました。私もしっかり読ませていただきましたけども、健康に関心があるときの案内というのは、非常に有効な手段だと考えております。こちらぜひ引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

さて、虫歯、歯周病の恐ろしいところは、その影響で糖尿病、高血圧、脳梗塞や心筋梗塞、認知症までリスクが大きくなるという研究も出てきております。年齢による歯科定期健診も受診率は低迷する中で、健康維

持のために、どうか、この歯科検診、優先順位を上げてもらうという必要がございます。市長、50歳のときの歯科検診は行かれましたでしょうか、お伺いをいたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

口腔ケアについては、定期的に検診を受けるようにしております。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員

市長は気をつけられているというような御答弁だと思います。

2024年度、節目年齢の歯科検診の受診率は16.7%と低い状況になっております。市民のかたも、なかなか行けない方が多いというような状況になっております。そのきっかけづくりをどうしていくのか、先ほど一般質問、としポのポイントのお話もありましたけども、さらなるきっかけづくりのために(4)です。

厚生労働省は、2026年度から健康診断で歯周病の検査を実施する企業などの支援をする方針を固めています。唾液によるスクリーニング検査を行い、歯周病の可能性が高いと判断されると歯科医への受診を促すもので、この取組は非常に効果があると考えますが、市の方針をお伺いいたします。

○石 飛 議 長

答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

お答えいたします。

定期的な歯科受診と早期治療の重要性については、節目健診の案内通知や様々なイベント、歯科の講演会等で周知をしているのが今の現状です。御提案いただきました唾液スクリーニング検査についても、歯周病の早期発見、早期治療に非常に有効だと考えております。このスクリーニング検査もいろいろ値段があるようなので、その辺は今後、歯科医師会の先生方の意見も参考にしながら、実施に向けて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○石 飛 議 長

答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員

こちら国の予算もありますし、きっかけづくりにはよいのではないかと考えております。市全体で行うということは理想ではありますが、生活習慣指導を受けられたときにスクリーニング検査をしてみるという方法もあろうかと思えます。

取組事例として、令和6年度厚生労働省就業世代の歯科健康診査推進事業の成果報告会というのがありまして、滋賀県大津市が集団特定健康診査のお返しのを活用した簡易スクリーニング検査のモデル事業につ

いて報告をされております。報告の中では、簡易スクリーニングの結果を踏まえ、意識づけとなり、行動変化が見られた。健康状態を知りたいときに一緒に口腔の健康も知ることができ、検診を受診したいという結果になったというような報告がされております。

先ほど、前向きな御答弁いただきましたけども、まずモデル事業から始めて事業を検証していけばいいのではないかと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほども答弁しましたように、歯科医師会の先生方と意見交換をしながら実施に向けて検討する中で、そういった事例も参考にしながら取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 歯科検診については、妊産婦歯科検診、節目年齢の歯科検診など、市も取組をされておりますが、健康維持のため歯科検診歯磨きは大切ということ、やはり知っていただく必要があると思っております。

新年度予算には周知活動、広報活動等に計上されていると思っておりますが、さらに活動を広げるために何かお考えありますでしょうか、お願いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 先ほど来御質問いただいております歯科検診であったり、歯科衛生士による訪問活動等によって、さらなる啓発に努めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 今回、口腔ケアについて、今後の取組を伺ってまいりました。本日、この質問を聞かれたかたは、せっかくの機会ですので、歯科検診に行ってください、自分の口の中を知っていただく機会にさせていただければと思っております。

また今回、何度もきっかけづくりというお話をさせていただきました。産業厚生常任委員会としても、現在口腔ケアについて研究をしておりますけども、そうだ、歯科検診に行こうと、家庭で気軽に言えるような、市民の皆様の健康のために、歯科医師会とも連携をして、政策提起ができるように関係部署とも研究していきたいと思っておりますが、最後に市長も同じ考えだというような熱い答弁をいただけないでしょうか。お願いいたします。

- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 今回、熊高議員が取り上げていただいたこの口腔ケア、私も重要な施策になると思っております。力強く推進をしていきたいと思っております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 本日、このように熱い答弁をいただきました。  
以上で、熊高慎二の一般質問を終わります。
- 石 飛 議 長 以上で、熊高議員の質問を終わります。  
1時間が経過しましたので、ここで換気のため14時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

- 石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
14番、金行議員。
- 金 行 議 員 14番、金内哲昭です。  
通告どおり、施政方針についてと、多文化共生について大枠2点、させていただきます。  
今日は暑い日ですよ、ですが、イランのほうでは、すごく厳しいことが起きてますよね。暑さでも違うような暑さの厳しいことです。その思いを持って一般質問をさせていただきます。  
施政方針とは、市長が重要施策や予算について3月定例会で表明されることですよ。市長の中でも、初めに市長の姿勢としてまとめる、あったか、ぬくもりということがございました。2026年度厳しい財政で、市長の施政方針に上げられた五つのビジョンの実現について質問をさせていただきます。  
まず初めに、対話による革命と市政運営の柱として、対話集会をいつ、どのような方向でやられるのか、1点お聞きします。
- 石 飛 議 長 金行議員に申し上げます。通告では、対話にある改革となっておりますが、先ほど、対話による革命と言われたんですが。
- 金 行 議 員 ちょっと言い換えます。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 金行議員の質問にお答えいたします。  
就任以来、対話からの前進を市政運営の柱として掲げ、対話集会を実施する中で、様々な御意見やお声に耳を傾けながら、市政の課題に向き

合ってまいりました。今後についても、地域の皆様のもとへ足を運び、顔の見える形での意見交換を基本としつつ、参加しやすい時間帯や形式を工夫するなど、これまでと同様の方法を継続して、適宜実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 さっきは失礼いたしました。市長、やられるということですが、やはり各地域、年1回ということで理解させてもらってよろしいでしょうか、集会を。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 開催の方法については、テーマ別の対話集会、地域別対話集会、そして団体別対話集会等を従来のようにやっていきたいと思えます。テーマ別とかいうのは、各町1か所ずつ回るというような形は保っていききたいというふうに思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 2番目に行きます。

暮らしやすいまちづくりと集落支援制度のことは、さっきの議員が6町、ほぼ決まったということですが、集落支援制度の状態を聞こうと思ったんですが、一応6町決まったという答弁でございました。この決まったことは聞きましたんですが、市長、この地域集落支援員は、来年度にとって非常に重い役割があると思うんですよ。それで決まったということですが、その思いをあればお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほどもお答えしたように、この集落支援員さんに対する、責務といますか、本当に大きなものを担ってもらうことになると思えます。当然、行政との橋渡ししてもらわなくてはいけませんし、地域の課題もしっかりと酌み取ってもらいながら、それをつないでもらう、あるいは各種団体、いろいろなところに関係を持っていただくようになると思えます。

そういった意味で、支所長としっかりと連携をしてもらい、そして担当の企画の方とも連携をし、バックアップしながら、集落支援員さんが本当に活動しやすいと言いますか、力を発揮していただける環境をつかっていくように思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　　これほんま、集落支援制度は決まって、6町決まったということで安心しました。この施政方針の中でも、この位置づけというのは、非常に市長が重んじておられたので、安心したところです。

3番目に、移らさせてもらいます。すくすく子育てとある、不登校の児童生徒に対する支援強化、地域おこし協力隊を募集し活用するとありますが、これは、いつまでにどのような方法ですか、お聞きします。

○石 飛 議 長　　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　　お答えいたします。

地域おこし協力隊の募集については、既に1月下旬から3月2日までの間で応募を受付を行いました。書類審査による選考後、第1次選考合格者を対象に面接試験を3月に実施する予定です。4月には、子どもたちの居場所づくりを強化する体制ができるよう準備をしております。

以上です。

○石 飛 議 長　　答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　　この応募には、市長、今のところ何人ぐらいの希望者が出ているかお聞かせください。

○石 飛 議 長　　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　　現在、1名の方の応募があります。

以上です。

○石 飛 議 長　　答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員　　じゃあ、決まったということで理解して、よろしゅうございますね。

4番目に行きます。ぬくもりのふくしとシニアのということで、新年度生活支援制度の運用について、何か支援制度も新しくなるということも理解しとるんで、この支援制度の運用についてどういう考えがあるか、お聞きします。

○石 飛 議 長　　答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長　　お答えいたします。

2026年度から生活支援体制整備事業を開始をします。これは地域における課題や資源を把握し、地域に必要な資源を開発して、高齢者等の生活支援の供給体制構築を目指すものです。この事業実施に伴い、生活支援制度を今年度末で廃止をします。新しい事業の下で、見守りだけではなく生活支援や社会参加機会など、地域で支え合いを推進していこうと思っております。

以上です。

- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
金行議員。
- 金 行 議 員 新しく支援制度ということで、今、いろいろなことを新しくいうことですが、今のところ、どういう考えがあるのか、あればちょっとお聞かせください。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 新しい生活支援体制整備事業についてですけれども、今年の4月、来年度から各町に1人生活支援コーディネーターという、これは社会福祉協議会に委託事業として委託しております、各町に1名ずつ配置しまして、地域の課題や資源の把握を開始します。  
この活動の中で、住民主体の支援活動であったり、あるいは民間の社会資源であったり、そういったものと、高齢者とのマッチングを行っていくと。コーディネーターが直に支援を行うのではなくて、調整役としてコーディネーターが協議会を招集しまして、社会資源と高齢者とのマッチングを行っていくという考えでございます。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
金行議員。
- 金 行 議 員 分かりました。マッチングは、どのようなマッチングをされるのか、いろいろそれは工夫してやられることと思います。  
5番目に行きます。がんばる産業はまちづくりが原動力とあるが農業について。  
農業経営の早期安定化に必要な機械導入に対して、新規農業者を支援するための補助金ということが新たに書かれておりますが、その点、詳しく説明をしていただきたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
2026年度から新規事業として、補助制度を創設する予定です。この制度は、新規就農者の早い段階での経営安定を支援するため、就農後の経営発展に必要な機械や施設の導入費用を補助するものです。農業経営を開始して5年以内、かつ経営開始時の年齢が50歳未満、そして市内在住の認定新規就農者、または認定農業者を対象と考えております。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
金行議員。
- 金 行 議 員 予算的なことは、予算のときに聞くんですが、大体今、何人ぐらいを見込んでおられるかということをお聞きします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。

- 小櫻産業部長。
- 小櫻産業部長 今3人、予算では3人を見込んでおります。  
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。  
金行議員。
- 金 行 議 員 今この、新しい5つのビジョンの中で、予算も絡むこともあろうと思えますので、それは予算で十二分に質問させてまいりますので、多文化共生のほうの2番目行かせてもらいます。  
多文化共生として国籍や民族などの異なる人々の認め合う、対等関係を持ち合う、2026年1月に決定された外国人の受入れを秩序ある共生のための総合的対策では、従来、外国人を社会の一員として孤立させないという方針から、ルールが適正な利用を調整する姿勢に転換されるということがございました。  
そこについて、今までも多文化共生で、我が市はかなり力を入れてきておりますが、今のところ大体、外国人は私の記憶では千百八十何人ぐらいだったと思うんですが、その人数と外国人別には、どのぐらいいらっしゃるか、お聞きします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
2026年1月末現在の外国人総数は1,193人です。国籍別では、多い順にベトナムが305人、インドネシア163人、タイ158人、中国154人、フィリピン110人、ブラジル106人が上位の6か国になります。そのほかの国が18の国籍で、197人いらっしゃいます。  
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
金行議員。
- 金 行 議 員 私がこれを、多文化共生について、今回質問させていただいたのは、多文化共生は、各国の人との、いろいろな経済効果、労働力、早く言えば人手不足ということで、いろいろ浜田市長のときかな、そっからどんどんやってきていらっしゃるんですが、今回、2番目の質問に行きますが、2026年1月に決定された、総合的対策の中に、ちょっと厳しいんですかね、いろいろな基準が設けられたということをお聞きしておりますが、その点、どう取り組まれるか、お聞きします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。  
外国人の受入れ、秩序ある共生のための総合的対応策は、外国 人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成する

ため、外国人材の受入れ、共生に関して、目指すべき方向性を示したものと考えております。

このたびは、秩序という視点から、出入国在留管理等の適正化、外国人受入れについて既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組や、土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組について示されたところです。

本市としては、国の動きを注視しつつ、現在取り組んでいる外国人相談窓口の充実や、日本語教室の展開により、外国人が日本社会に円滑に適応するための取組を継続してまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 そうですね。なぜそうなったかという、日本ファーストとか、なんとかかんとかね、都合のいいときには多文化共生という、題目で使うところは使ってね、あとは、そういう今の市長が言われた、いろいろな調査を、おそらくせんと言うてくるんじゃないかと思うんですが、そういう将来、永住権を持つかどうかというあれか、我が市にはえっとないかは分からんが、住所がないのにマンションを買うとるとか、土地を買うとるとかということが、主主に出て、こういう偉い人か分からんのですが、今年度1月23日頃にそういう決議案が出ましたが、その点、市長は今言われたんですが、どう思われてるか一点お聞きします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 この対応策が示されたというのは、やっぱり一部の外国人によっていろんなことが課題が生じているのを、外国人という、ひとくくりにしたという国の判断があるんだと思います。これは日本人においても、そういったルール守れない人がおるいう中で、私としては、個人としては、外国人に特化してするのはどうかなという思いはありますけども、国レベルで言うと、そういうことをせざるを得ない状況になっているのもあるんだと思います。

安芸高田市としては、人権尊重のまちづくりを基本に、外国人であろうと、安芸高田市民であろうと、同じように基本的人権が尊重されるまちづくりを推進していく思いでおります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 全く一緒、私の思いとして一緒です。ほんま都合のいいときだけ利用してね、ああいうことがあって、ああだこうだ、やっぱり人類一つですよ。その気持ちで多文化共生、各国とのいいところは入れ、悪いところも、やっぱり地域のルールにはね、慣れてもらわないといけんということ

を心に念じまして、市長と思っても一緒です。皆さんとも思いが一緒だと思えますので、これで私の一般質問は終わります。

○石 飛 議 長 以上で、金行議員の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
13番、宍戸議員。

○宍 戸 議 員 13番、宍戸邦夫でございます。通告に基づきまして、大枠2項目、市長に質問をいたします。

まず1番、自主防災組織についてお伺いいたします。

市内各地に自主防災組織が設立され、防災意識も高まり、各地域で自主的に防災訓練等が行われています。市民一人一人が、日頃から防災意識を持つためには、組織の維持活動の継続が大切だと考えております。

そこで、次の質問をいたします。

(1) 現在の市内での組織数と組織率はどうなっておりますか、お聞きいたします。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 宍戸議員の質問にお答えいたします。  
2025年4月の時点で、自主防災組織数は82組織、活動カバー率は92.1%です。なお、この活動カバー率は2018年に92%台となってからは、ほとんど変わらない状況であります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
宍戸議員。

○宍 戸 議 員 2018年、平成30年9月議会で、このことについて私が一般質問したときにも、やはり組織率は、組織数が82、組織率がその当時は92となっておりましたが、ほとんど変わらないという状況になっております。

(2) 番に移ります。各組織の活動内容など、実態の把握はどのようにしておられますか、お聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
毎年度、全ての自主防災組織に照会を行い、代表者や役員などの組織体制等を連絡先の方、確認をさせていただいております。これとは別に、広島県が活動を状況調査を毎年度行っています。これを基に実態把握に努めているところです。

また、自主防災組織から活動に関する申請や相談、職員の派遣などがあつた際に、職員が組織と直接対話をする中で、状況を細かく把握をさせていただいております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍戸議員 次の(3)に移ります。

行政からの情報伝達や相談窓口など、相互の連絡体制は、どのように  
されていますか、お聞きいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

連絡相談体制については、先ほどの答弁と重複しますが、毎年度自主  
防災組織へ照会を行って確認をさせていただいております。また、1年  
に一度、自主防災組織成果報告会を開催し、活動事例等の情報共有など  
を行っております。

各種情報の連絡については、例えば防災講話、研修会に関する情報、  
あるいは参加案内については、代表者の方へ文書をもって御案内をさせ  
てもらっています。その他の相互連絡については、電話あるいは文書で  
行っており、訓練などの個別の事案については、メールでやり取りする  
こともあります。

市役所における相談窓口は、危機管理課が担当者しております。各支  
所に相談の後、詳細な相談を危機管理課につないでいただくこともあり  
ます。地域のハザードマップや訓練研修の手法など、お気軽に御相談を  
いただきたいと思います。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍戸議員 次、(4)番に移ります。

市内各地域との人口減少、高齢化が進む中で、地域差はあるとは思  
いますが、組織維持、活動が難しくなっているように思います。組織の維  
持と活動内容の充実など、支援指導體制はどのように考えておられます  
か、お聞きいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

自主防災組織の活動状況には地域差があるのが現状です。組織の状況  
に応じた支援が必要だと思っております。活動が停滞している組織では、  
活動のマンネリ化などによるモチベーションの低下が見受けられます。  
そういった状況の組織には、例えば非常用食品の試食会や、危険箇所を  
点検しながら地域を巡る防災ウォーキング、避難所の設営体験など、体  
験型の訓練、研修など、多様な提案を行い、地域住民が主体的に参加で  
きるような活動の充実につなげていきたいと思っております。

参加させられる防災活動から、主体的に参加する活動に転換していく  
ことを意識しながら、支援に取り組んでまいりたいと思っております。

人材不足などで活動が難しいという地域においても、地域の役員の皆様に負担にならない程度の研修会や防災ウォーキングなども考えられますので、ぜひ担当の方へ御相談をいただきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 市長の答弁の中にもありましたけれども、地域によっては、なかなかの高齢化が進んで、また若者も少ないという状況の中で、本当に実質的な組織活動が難しくなっているという、だんだん参加者も少なくなってきました。

そういう状況の中で、特にまた今、安芸高田市の場合、幸か不幸か、大きな災害が少ないと言ったら、災害被害を被災された方には大きな災害なんですけれども、幸いなことに、そういう状況で今現在に至っておるという状況であります。これから先、どういう状況が生まれてくるかも分かりません。ハザードマップ、広島県が出しております、1000年に一度というのは、どのぐらいの確率か、ちょっと私も理解できませんが、そういう状況もあるという、可能性があるということです。日頃からこうした組織通じた活動っていうのは、その地域のコミュニティにもつながると思いますし、また全ての行政がいろんな事業を推進展開していくときにも、地域の協力の源にもなるというふうにも思うんですね。

こういう危機管理というのは、平素から行うというのが大切だということで、7年前にも質問しましたが、繰り返してまたこうして市民の皆さんにもお伝えするためにも、質問させていただいております。

本当は今、行政として危機管理監を通じて、いろいろなところで訓練など指導していただいております。私も地域において、年に1回ほどの自主防災組織の活動をしておりますが、消防署の職員なり、またいろんな方から、人工呼吸とかいうような、心臓マッサージとか、そういう訓練も懇切丁寧に教えていただくという状況で、本当に感謝しておる状況ですが、先ほど言いましたような、人数が限られてくる中で、今後どうしたらいいかなっていう地域での思いを、心配しておるところです。今後とも、その指導を徹底していただける可能性が生まれておると思いますので、次の質問(5)番に移ります。

安全で安心して暮らしていくためにも、組織されていない地域への組織化に向けた取組は必要と思いますが、お考えをお聞きたいします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

行政側から一方的に組織化を求めることは今の現在では、しておりません。未組織地域への働きかけは当然のことながら必要という意味では

思っております。自主防災組織というと避難誘導班や救護班といった班編成されたものが一般的ですけれども、今、未組織の地域に対して、いきなりこのような組織化を求めるとするのは、ハードルが高いというふうに思います。

そこで例えば、一斉清掃や、お祭りなどのコミュニティ活動の際に、防災を結びつけた取組を提案するなど、みんなで地域を守る共助の機運を高めるアプローチが有効ではないかと思っております。先ほど言いましたように、参加させられるじゃなくて、自主的にしたいという組織にならないといけないと思っております。組織化がしていても、活動が停滞している組織もありますので、活動の充実に向けた助言や支援を行いながら、市全体の防災力向上に努めてまいりたいと思います。

一方で、組織の状況にかかわらず、住民一人一人の防災意識、心がけがとても重要です。日頃からハザードマップ、気象情報等の確認や、非常用の備蓄を行い、災害に備えていただけるよう、市民への防災啓発にも取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 全て生命、財産を守る。特に生命を守るというのは本当に大事な、行政として一番大事なことだろうと思っておりますので、引き続き自主防災組織活動についての支援を強く要請して、次の質問に移ります。

2番目、小規模農家の存在意義と支援についてでございます。

国は、大規模農家を育てることに力を入れているように思います。これはこれとして大切なことだと思っております。安芸高田市においても、法人としての経営で規模拡大などに取り組んでいる農家もありますが、安芸高田市は中山間地域で棚田も多く、労働力も足りないなど、農地集積による規模拡大には限界があると聞きます。安芸高田市においては、小規模農家が多く存在し、地域コミュニティ、農村文化を守っています。また、農業をすることで、農地の荒廃を防ぐことはもちろん、地域の道路路肩の草刈り、水路の泥上げなどは、自然災害をも防ぐことにつながっております。米などの食料生産だけではないわけです。

そこで、次の質問をいたします。

(1) 番、小規模農家の存在意義についてどのように考えておられるか、お聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市の水源にかかる面積の半分以上は経営面積が3ヘクタール以下の農家の皆さんによって、農地の保全が支えられている状況があります。国においては、担い手に農地を全て預ければ、農地の維持が図れるとい

うふうに考えているようではすけれども、本市のような中山間地域では、担い手も手いっぱい、実際には兼業農家や小規模農家の皆さんの力に頼らざるを得ない状況にあると思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 次の (2) 番に移ります。

現在、もうけにはならんが農業は続けたい、農機具も古く、故障し、修理するにも部品がないと言われ、買い換えるには高額なので、それもできないからやめるといふ農家や、会社を定年退職した、農業をしてみたいという人もおられるようです。

小規模農家であっても、農機具、小型中古車を含むわけですが、購入に当たっての補助制度の改正ができないかいたします。先ほど金行議員のときでも、こういう施政方針の中にも少しあったわけではすけれども、ここで問うとるのは、小規模農家であっても対象にならないかということでございます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、小規模農家のかたが農地を維持していただいているということを十分に理解はしております。多くの方が自分の農地や、その隣接地を守ってくださっており、機械が使えるうちは農業を続けられますが、機械が故障すると更新が難しく、そのまま離農につながる可能性も高いと考えています。しかしながら、この対象となる農家の数が非常に多いため、この小規模農家の方々全てを対象とした補助制度を整えるというのは、現状では、なかなか厳しい状況であるということはお理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 相当、農家数も、小規模の農家数も多いので、財政上も課題があるしと思っております。それはそうなんですけれども、機械があれば、若い人が会社、休日なんかはね、広島出られておられる方も手伝いに帰られるんですよ。農機具も何もなかったら、もうほとんど帰ってこんということになって、農業をするきっかけさえ、なくなってしまふと。こういう状況があつて、ますます安芸高田市周辺地域においては、人口の減少がすぐ進んでしまふ。

そのことによって、農業をすることはもちろんなんですけど、コミュニティが成り立たなくなるとこういうことがあるわけではす。よつて、中古でもつて書いとるんですけど、本当に気持ちとしても、そういうきつ

かけづくりとも合わせて、農地を維持することとともに、地域を守るといふ、維持するといふ観点からもね、私は、こういうきっかけづくりになるような施策があっても、あったほうがいいんじゃないかと、こういうふうに思っておるわけです。そういうことを考えながら、次の質問に移ります。

(3) 番、安芸高田市にとって、農家の存在は、特に人口減少が進む周辺地域の維持活性化など、まちづくりにおいて重要な役割があると思っています。大規模農家はもちろんのこと、小規模農家、兼業家族の方などを守ることは、これからの地域コミュニティ、農村文化を守ることにつながると思います。農業の考え方、在り方の検討をするお考えはありませんか。お伺いいたします。

先ほど少し(2)番のところでも触れたことではありますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

農業は本市の基幹産業という認識であります。2026年度には、先ほども紹介しましたように、新規就農者が早い段階で安定した経営ができるような、新たな支援事業を予算計上させていただいております。きめ細かな支援制度、小規模農家さんへの支援とか、いろんなことが考えられますが、すぐには到達できない面もあります。ですが、米価や農産物の価格の安定化を図ることも考えながら、農業収入をしっかりと確保できるようにすることが重要だと考えております。

そのためにも国、県、そしてJAとも、しっかりと連携をしながら農業を続けやすい環境づくりを進めて、農業の継続性を図って守っていきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 少し私も説明が足りなかった点もあるかと思いますが、小規模農家を守るということは、農業を、先ほど1番から2番質問いたしました、農業を守るということも大事なんですけど、地域を守るというためにも、農業ではもうからないですよ、なかなか。ですが、維持することによって、その地域を維持していくという考え方、そして、先ほど言いましたが、広島へ出ると子どもが帰ってきて手伝いをする。それが定年退職したら、また引き続いて農業をする。また、定年退職された方が、農地はなくても、荒廃地を活用したりなんかをして、機械を購入して、農地を農業どういいますかね、家庭菜園とはいきませんが、それよりも規模が大きくなると思いますが、やってみたいというかたの受入れ態勢を整えるとか、そういった農業の在り方っていうのを、ここへちょっと書いて

おるんですが、考え方、在り方っていうのをちょっと少し考え方を変えた、安芸高田市にすれば、趣味を兼ねた新たな生活がここに、安芸高田市に生まれるんじゃないかなという思いでおるわけです。

そのためには、今や機械力に頼らないと維持が難しいということもありまして、こういう質問をしておるわけです。ですから当然、農業はもうけるためについていうのも、基本にはなると思いますが、しかし、自分の食べるだけの農業であっても、そしてまた、産直地のほうへ出してみようかというような気持ちでも、その農地を維持する、またそこへ、安芸高田市へ関わる生活をするというふうな農業の在り方というものが、今私は、これ全国的な問題だとは思いますが、大事なんじゃないかというふうに思います。

そこで、市長の再度、お考えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

農村の原風景を守るために、やはり耕作放棄地をなくすということが必要というか、だと思えます。そのためには、どうしても今はもう機械に頼らなければならない。その機械がトラクターで言えば、昔は1馬力10万円って言いよったものが、もう1馬力10万で円はとても買えない状況になってます。そういった中で行政が、どこまで財政支援がそれができるかということになるともう、現実的にはこの規模感を見ると、できないというのを言わざるを得ません。

そういった中でも、最小限でも守っていくためには、やはり効率化、圃場整備をしながら効率化をしながら、大型農家にも担い手にも頼らなくてはいけないというのが、片やあります一方で。そういった中で、退職をして自分の土地を、ふるさとの土地を守っていくという思いになっていただいて、帰って守ってもらうというのは、本当に歓迎するというか、ありがたいことだと思うんですけども、個別に対して財政支援をするというのは、繰り返しになりますけども、厳しいので、機械の共同利用組合じゃないですけど、以前はやったようなものをところどころでやってみるとか、そういった効率化をしながら取り組んでもらう努力も、市民の皆さんには求めていかななくてはいけないのかなという思いはしております。

宍戸議員のおっしゃることは私も重々分かりますけども、じゃあ、そういったものを制度化して、小規模農家の皆さんの機械に対して十分な支援が、お約束するという状況にはないことだけは御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍戸議員 たまたまといいますかね、今日の日本農業新聞で小農の価値というのが載っておりました。多様な主体でもって農業といいますか、地域を守るというふうな記事になっております。これは全国的な問題だろうというふうに私も改めてここで確認したようなことですが、やっぱり安芸高田市にとって、農業というのは、小規模であっても大事にしていけないかなという思いでおります。市長も、先ほど答弁いただきました。今後とも、農業、今回、これで終わりじゃありませんので、安芸高田市を継続していくためにも、地域を守るためにも、やはり新たな発想の下で地域振興を図っていくという私思いを含めまして、これで私の一般質問を終わります。

○石飛議長 以上で、宍戸議員の質問を終わります。  
ここで3時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時07分 休憩

午後3時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○石飛議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
続いて、通告がありますので、発言を許します。  
15番、秋田議員。

○秋田議員 15番、秋田雅朝でございます。本日のラストバッターを務めさせていただきます。議員の皆様からも、あんたの質問は長いということで眠くなるということも伺っておりますが、例に違わず、今日も長くなるかと思っておりますが、お疲れと存じますが、どうか最後までよろしく願いいたします。

通告に基づきまして、大枠2点について数項目お伺いをいたします。

まず1点目でございます。今後の下水道事業についてということで、数項目等伺いをいたします。

令和6年度下水道事業決算審査意見書では、100%が妥当とされている経費回収率は57.7%と低迷しており、他会計からの補助金に依存している状況にあり、今後、維持費の増加や利用人口の減少等により、さらに低下するおそれがあると。今後の事業経営には、経費の削減を図り、安芸高田市公共下水道事業経営戦略を基に、将来を見据えた経営基盤の強化に取り組んでいただきたいとの記述がございました。

下水道は、市民が健康で衛生的な生活を送る上で、欠かすことのできない事業でございます。という認識から、今後も継続的な事業として、人口減少を踏まえた的確な経営分析の下、堅実な経営を行う必要があるとの観点で、次の点について3項目をお伺いをいたします。

まず、(1)で第4次行政改革推進実施計画では、公営企業の経営健全化の目標効果として、一般会計繰入金補助金の削減があり、また、2026年度予算編成方針でも、重点的に検討する項目で、公営企業会計補助金

の縮減があります。具体的には、財源を安易に一般会計に依存することなく、より効果的な運用に努め、基準外繰り出しを縮減するとされています。

こうしたことを踏まえまして、以下の2点についてお伺いをいたします。

まず1点目①でございます。令和8年度当初予算では、予算額が対前年度より増額が増額となっておりますが、令和6年度決算の対前年度も含めまして、この状況についての所見をお伺いいたします。

○石 飛 議 長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 　　秋田議員の質問にお答えいたします。

令和8年度予算に係る増額ですけれども、収益的収入及び支出に係る主な増額は、多治比川河川改修工事に係る下水道本管の仮設工事として5,830万円を計上しております。また資本的収入及び支出に係る主な増額は、甲田浄化センター更新に係る業務として、3億6,200万円を計上しております。

次に令和6年度決算の対前年度比ですが、農業集落排水事業および浄化槽整備事業を下水道事業会計に統合したことによる増額となっております。

下水道事業会計については、今後、下水道使用料金の見直し、および適正な維持管理等の取組を行い、経費削減と財源確保に努めてまいります。

以上です。

○石 飛 議 長 　　以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 　　ただいま増額については、多治比川の河川改修工事と、あるいは令和6年度決算を基に使用料の見直しを今後検討していきたいということで、後々細かいことをお伺いしていこうと思いますが、まず確かに河川工事もあったんでしょうが、私がこの質問を冒頭にお伺いしたのは、冒頭に述べたように、一般会計からの補助金ですね、あるいは繰り出しに依存している状況という中で、今後の下水道事業の経営は、もうあくまでも人口減少、これはもう伴いますので、これを踏まえた的確な経営分析、だから収入支出、そこら辺りだと思っんですが、を行うとともに、経費の削減、少し経費の削減という部分が、なかなか難しいかなと思っんですが、要るものは要るんで。だけど、そこら辺りの判断は、確かに必要だと思いますが、やはり私が考えているこの質問の趣旨は、やっぱり国県の補助金、これ幾ら、どうなってるかをきちっと把握はしておりませんけれども、そこを頼らないと、やはりこの事業自体は、大変厳しい状況になるんだろうと。

ただ、今もいただいておりますよってということであれば、そうなんです、

ますます人口減少が進んでいくに当たっては、収入源が減ってくんで、こうした当初予算、これだけ当初予算、財政調整基金を取り崩しての予算計上になっておりますが、そこら辺りを見直していくようにしないと、確かに経営自体は難しくなってくるんじゃないかという私の推測でございますが、そういう思いで質問させていただいておりますが、改めて、そこら辺りで、削減、後ほど細かいことは出てくるんですが、今の段階で、どうしたふうにすればいいかなというお考えであれば、お伺いしてみたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 経費削減に努めるということは、もうこれは避けて通れないことだと思っております。

先ほど紹介しました5,830万円の計上について、多治比川ですね、これは全額、県の補助金として補填をされます。そして、甲田浄化センターの更新に係る3億6,200万についても国庫補助、あるいは建設改良債過疎債等と一般会計からの補助金を財源として、有利なものは活用しながら運用するように努めております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 有利な補助金を活用して取り組んでいच्छゃるということで、今後も絶えず、そのところは繰り返し続けていっていただきたいということで次の質問に移ります。

②でございます。第3次総合計画案の政策目標別分野計画では、次世代に負担を残さない行財政運営として、利用者負担に基づく利用料金の見直し、先ほどちょっと答弁ございました。見直しを掲げられ、安定した事業運営と、健全な財政基盤の推進を述べられております。

このことは、本市の今後の安定した市民生活につながる取組であると私は考えます。市長の今後に向けた取組等についての見解をお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

下水道使用料金の見直しについては、経営戦略を基に5年ごとに見直しを行い、適正な行財政運営を図っていくことと考えております。なお、広島県内の料金会計の状況としては、令和3年から6年度に当初を含む10の市町が料金改定を行っている状況です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋田議員 見直し、もちろんやっていかれるんですが、ここでちょっとお話をさせていただきたいのは、昨年9月に開催されました全員協議会、あるいは12月開催の第4回定例会で、安芸高田市下水道受益者負担金及び分担金徴収条例の一部の改正ということで、議会の方も承認いたしました。もちろん私も賛成いたしております。このことは、当面、3年間でしたが、分担金を8万円下げるんでしたか、下げて、それから3年間で加入者を増加させていくんだというのが趣旨だというふうには認識いたしております。

ただ、そこでは思うのは、分担金を下げて加入をしていただき、加入者が増えて、それが使用料の増額につながるということは、確実に取り進むのであればいいんですけども、それがもし、何人かを目標よりも、加入者が増えなかった場合なんかは、大して何も変わったことにはならない。そんなことはあってはいけませんけども、そういう考えも、やっぱり持っていかなきゃいけないということで、やっぱり使用料の収入増、見直しもですが、その前に収入増はしっかり考えるべきではないかなということで、お伺いしてるんですが、そこら辺りどうでしょうか。

○石飛議長 答弁を求めます。  
佐々木建設部長。

○佐々木建設部長 12月に下水道の分担金の減額ということで、分担金を30万円から22万円に減額したということで、それらも含めて今の収入、これを少しでも増やしていこうという考えの下、行ったものです。

ただ、この分担金の減額で得られる使用料収入というのは、仮に100件加入したところで、400万円程度、年間でということになりますので、当然、入れば市として財源としてはなりますが、大きな改善にはつながっていかないというふうに考えております。

現状については、やはり料金収入一択というわけではございませんが、まずは、この料金改定に向けて来年度から予算の方、料金改定支援業務ということで、今後、人口の推計とか、それに伴う使用料収入がどれだけ減っていくかと。あるいは、今後の更新工事等、そういった経営戦略も含めて、改定の見直し、その辺を進めていきたいと考えております。  
以上です。

○石飛議長 以上で答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋田議員 来年度から見直しをしていこうと、取り組んでいこうという答弁だったかと思うんです。もちろん、今までも見直しは、平成30年度、それから令和5年度というふうに改定をされて、もちろん料金を上げるということは、なかなか市民の方の了解を得るところでは、どうぞどうぞっていう形ではないんじゃないかと思うんですが、しかし、見直しはしていかなきゃいけないのは確かなんで、私がお伺いしたかったのは、じゃあ、それをいつからやられるのかなと思って質問させていただいた経緯

があります。

だから3年間、加入者分担金を下げて3年間やってみて、来年度から料金の方は、もう既に見直しを検討していくんだということで、それはもちろん市民の方にも周知が必要だというふうに思いますんで、ぜひともそこら辺りは、まずは周知も大切だと思うんで、しっかりお願いしたいというふうに思い、お願いはいけません、しっかり検討されるべきだというふうに思います。

次の質問に移ります。(2) 番目の、将来を見据えた持続的な下水道事業には、先ほど述べました経営戦略ですね、経営戦略を基に取組を進めることが必要であるという、私もその観点で、以下の3点について伺いたいと思います。

まず①で、戦略の使用料収入の見通しでは、今後は人口減少により有収水量の減少が想定され、これに比例して使用料収入も減少しているものと考えられるというふうにされておりますが、長期的なこうしたことに対して、長期的な計画等も必要ではないかと考えるんですが、そこら辺りは何かお考えがございますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
現在の経営戦略は、令和7年から16年度までの10年間の計画であり、今後も10年間の計画として、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされています。また、時点修正に係るものについては、その都度、修正を行うこととしており、常に状況変化に対応できる計画としていきたいと考えております。  
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 では次の②の施設の見通しでは、令和2年度のストックマネジメント計画の策定により、これに基づいて投資を抑制した効果的な老朽施設の改築更新を実施していく予定というふうにされておりますが、現況と今後に対する所見のほうをお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
下水道施設については、令和3年度に向原浄化センターの更新工事を終了し、現在甲田浄化センターの更新工事に着手しております。令和8年度には、甲田浄化センターの耐震耐水化工事に着手するため、現在実施設計業務を行っております。

今後、国庫補助金の交付決定額に応じて、吉田浄化センター、八千代浄化センターと、順次改築更新を行っていきたいと考えております。ま

た、農業集落排水施設についても、今年度機能強化対策工事、第2期工事を終了し、次年度以降は第3期に着手をする予定であります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 今、答弁では、向原、甲田、吉田、八千代浄化センター、施設の改修をしていくんだというふうに認識をしました。ここで質問に出させていただいておる、ストックマネジメント計画の策定ということ、これを基に、いろいろ改修、施設をやっていくんだというふうに認識しております。

これが、だから令和2年度から令和6年度の計画が現在、ストックマネジメント計画、令和2年度に策定されたストックマネジメント計画で、6年までで、既に一応、計画では済んでいるということなので、今答弁された向原、甲田、吉田、八千代は、そのとおりの計画のとおり、施設の改修が進んでいるというふうに認識をさせていただいてよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

佐々木建設部長。

○佐々木建設部長 そのとおりでございます。

もともと、長寿命化対策計画については、処理場の機能更新とか、そうしたものがメインだったんですけども、それプラス耐震とか耐水、今、大雨による下水道施設への大規模な浸水ということも非常に問題となっております、今そういった補助メニューがどんどんついていく中で、それらを見直してやりながら今、計画の方を進めているところでございます。

農業集落排水についても、全体の整備計画っていうのは当然立てて、その計画どおり進めていくものでございますので、そういったことで、秋田議員のおっしゃられるとおりでよろしいかと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 では、次の③の御質問の方へ入らせていただきます。

経営の基本方針では、本計画で、下水道事業の抱える課題を踏まえ、経営基盤の安定化、持続可能な下水道、それから災害に強い下水道を基本として取り組むとされているんですが、ここら辺りの3項目、今お話をさせていただいた点について、具体的な見解があれば、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

経営基盤の安定化については、経営戦略に基づいた下水道使用料の見直しを検討し、施設の耐震耐水化を含めた施設の改修工事を行うことにより、持続可能な下水道、災害に強い下水道を目指し、長寿命化を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 答弁いただいたように、長寿命化を図っていくと。

ここで1点お伺いしたいところが、災害に強い下水道ということがあるんですが、実は2月26日の中国新聞の報道で、大見出しが下水道復旧、都道府県代行、災害時市町村の負担軽減へということで、本市にとっては、本当にこれは、その金銭的なことも含めて、いいことだなというふうに思うんです。

まず、これは政府が市町村が管理する下水道が、災害や事故で損傷した際の復旧工事を都道府県が代行できるようにすると。複数自治体の広域連携を推進する規定を盛り込んだ関連法案を今国会に提出するという事なんで、まだまだ決まったわけではないんですが、これはこの間の災害ありましたね、埼玉県。そういった例を基に、これは、早急にやっていかなきゃいけないということでやられるんだと思うんです。

こういうのは、しっかり活用しなきゃいけないんですが、そもそも災害時に対応するのに、県が今までは関わってなかったんでしょうか。それとも、もともと関わってたけど、市が対応しよると。そういったことでの理解でよろしいんでしょうか。だから、これが出てくるんだという理解でよろしいんでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

佐々木建設部長。

○佐々木建設部長 下水道のその維持管理につきましては、あくまでもこれは市管理ということになりますので、県はあくまでも、そういった予算、そうしたものの関連で、先ほど公費等の話もありましたけども、今、広域連携をすることによりまして、例えば材料の資機材の融通であったりとか、あるいは災害のときの相互協力、こういったものについては今、広島県が中心となってやってる広域、こういったものになっています。

今、国の方の政策は、耐震耐水、そして昨年ですかね、埼玉で下水道陥没によって痛ましい事故ありましたけども、そういった管路のほうのそういった耐震更新、そこらの計画を今、国は推薦して進めていくというところがございます。

今後、市の耐震水害とか、そういった災害の対策については、例えば防水扉であったり、そうしたものを整備をして、そういった災害に備えていくという形になろうというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 じゃあ、3番目の質問に移らせていただきます。

令和7年1月に安芸高田市議会研修会が開催されました。安芸高田市下水道事業等の事業運営についてを研修いたしました。その内容では、下水道施設の今後についてという項目があり、この研修で得たことに、今後の事業の在り方があり、本市の今後に大きく関わるのではないかということをおもったので、以下の質問をさせていただきたいと思っております。

まず①でございます。整理事業については、施設稼働率の一層の低下が予想されることから、施設の統廃合は必要であるが、その前に、上水道施設の更新が最優先と考えられ、まずは上水道の更新を進め、その後、下水道施設の統廃合を行っていく方針であるというふうにされておりました。この点について、水道が先で下水が後だというようなことなので、スケジュール的なことを含めて、今後の想定ですね、あるいは、所見についてお伺いをしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

今後、人口減少が加速する中、現段階では、各施設の更新を図ることで10年から20年、20年間の長寿命化を図ることが適切ではないかと考えています。その間に、上水道施設の整備を図り、下水道施設の老朽化を迎えた時点で、浄化槽による事業転換および下水道施設の長寿命化を含め、人口に適合した施設の再編成を行うことが望ましいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 今、答弁で、長寿命化をまず図ることが一番なので、長寿命化計画があるんですね、それに多分、従って進められると思います。その後、今の浄化槽の話が出ましたので、浄化槽についてはまた次、2番目で質問をするんですが、この下水道整備事業は、当日の説明ですね、研修会ですね、議員研修会の説明の中で、人口減少により、10年後には、全ての施設は10から60%ぐらいになるというようなことをおっしゃったように記憶してございますが、施設の統廃合をすることで、施設稼働率の向上と設備投資の抑制につながるというふうには下水道施設等の今後について記述があります。

今も答弁あったかと思えますし、私もそうだと思うんです。一方で、地域条件等で、統廃合が困難なところについては、地域性を考慮しながら、効率的なダウンサイジングを行っていくことも重要とされております。こうした統廃合についての、この地域ごとで違うというようなこと

についての統廃合についてのすみ分け、言葉が正確かどうか分かりませんが、すみ分けあるいは基準、そういった形はどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
佐々木建設部長。

○佐々木建設部長 前回、勉強会でお話をしたときに、特に問題となっているのは、中山間地域に点在をしている農業集落排水処理施設が、人口減少によって施設利用量が下がっている。ですから、それに見られる人口減少によって、使用料収入が入らないということで、農業集落排水の経費が非常に厳しくなっているといったことをたしか説明させていただいたと思います。

今全体で、先ほど言いましたように60%ぐらいの経費回収率で、農業集落排水につきましては今41%ぐらいで、浄化槽が55%ぐらいと今、記憶をしております。

今後の考え方なんですけども、先ほど市長申しましたように、今、国も農業集落排水につきましては、浄化槽への転換等も、ちょっとやっと動き出したようなところがあって、そういった方向で進めているというふうに今聞いておりますが、先ほど言われたダウンサイジングというのは、例えば今、200立米1日処理するものが、100しか入ってこないということなので、その200の施設が課題となっているところなので、今後それを先を見据えて、例えばこれを100以下、例えば75とか50とか、そういったこまい施設に造り変えるというのがダウンサイジングの目的というふうになりますので、その二つの選択を考えながら整理をしていきたいなというふうに思っております。

このわけなんですけども、例えばこの吉田の中心部は、公共下水道ということで、集合処理でやらせていただいておりますけども、やはり人口密集してますので、やはり浄化槽を設置するということになると、土地面積から考えると、なかなかそれを設置していくというのは非常に難しくはないとは思いますが、やはり集合処理の方が今、経費回収値を見ても86%から87%ぐらいありますので、こういった、その中心、集まったところに対しては、やはり集合処理が適切であるというふうに考えておりますので、この吉田町等の公共下水道については、公共特環とか、これらについては、このまま当面は維持していきたいと考えております。  
以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 その浄化槽について、次の質問に移らせていただきます。②です。  
公共浄化槽整備事業では、令和7年度に浄化槽長寿命化計画、先ほどありました、を策定し、令和8年度からは、国庫補助金を活用した計画的あるいは予防保全的な機器交換や、補修を行う予定とされておられますが、この令和7年度に、この計画を立てられてるんで、その策定状況

と、今言った国からの補助金の予算確保と令和8年度の補助金の予算確保等については、どのようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
令和8年度に長寿命化計画に基づく浄化槽の改築費として、国庫補助金280万円を計上しており、今後、補助金交付申請を行ってまいります。  
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 国庫補助金が280万円ということで、きちんと私も額のほうは調べたりしてませんので、多いか少ないから適切なのかということがなかなか分かりづらいんですが、いずれにしても国庫補助金を今からも申請しながら活用していくんだということでございます。

それで下水道事業については、一番冒頭申しましたように、私は国庫補助金の活用で、合併処理浄化槽、吉田町の町の中などは集落排水がよくて、他の周辺部は合併浄化槽のほうが転換、移行するのがいいのではないかというようなことを、実は広島県の環境整備事業協同組合が開催されました研修会で、そういった話をされてました。ということで、今からの下水道施設事業は、合併浄化槽で、町じゃなくて周辺部、もちろんもう既にやってますけども、もっともっと、そういうことで下水道事業は進めていかれるのかどうかを、この事業の最後にお伺いをしてみたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
佐々木建設部長。

○佐々木建設部長 浄化槽については、もともこの農業集落排水、この下水の経緯は、前回、勉強会で申し上げましたように、安芸高田市が合併して整備されたものではなくて、旧町時代に整備されてきたものを合併して引き継いできたわけですから、その時点で、その浄化槽がよかったのか、農業集落排水がよかったのかっていうのは、ちょっとそこで判断されるのが非常に厳しいところがあって、今の現状から申し上げますと、やはり浄化槽に切り替えていくべきではないかというふうには考えております。

というのも、浄化槽にはやはりメリットがありまして、やはり集合処理であると、処理場がダウンしてしまうと、もう要は流入が流せないというような状況で、それはもう全体に、広範囲に影響してくるんですけども、浄化槽であれば、やはり個別ということであるので、箱を空にして貯めて、また抜いて使えば、そういうことを繰り返せば、災害のときにも一定のその供用時間というのは与えられるのではないかというふうに思っております。そういったところの観点から見ても、浄化槽の方へ

舵を切っていくようになるかと思いますが、これはもう少しダウンサイジング等も含めて検証させていただいて、どういうやり方が安芸高田市にとって一番いいのかというのを探っていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 次の2番目の質問に移ります。

庁内横断的な組織の役割について、ちょっと書き方が正しかったかどうか分からんですが、こういった形で質問させていただくんですが。

過疎地域持続的発展計画の策定が今議会にも上程されておりますが、その中で、本市の財政状況は、社会保障費や人件費、物件費等の高騰による経常経費の増大等により、財政構造のますますの硬直化が予想されているところがございます。これまでは行政改革大綱や集中改革プランに基づいて、歳入確保、歳出削減に取り組んでこられた経緯がございますが、これらの取組を上回る速度で財政状況が悪化している、なんかすごいことに聞こえるんですが、そういう状況になっているのが実情だと述べられておられます。

こうした状況の中で、第4次行政改革大綱は、令和6年度で終了し、令和7年度からは、副市長をトップとした庁内横断的な組織が各部局と連携を取り、行財政改革を推進することで、将来的に持続可能な財政運営を図っていくというふうにされておりますが、まさしくこの組織の動きは、本市の財政運営に大きく影響するのではないかという観点で、以下の質問をさせていただきます。

まず(1)です。庁内横断的な組織について、令和7年度の取組も、もう既にやっておられるので、含めて現況での評価は、どのように考えられておられるか、市長の所見をお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現況としては、昨年9月の全員協議会でお示しをしました、16の取組項目について進捗管理を実施をしているところです。評価としては、将来に向けた行財政運営上の重要な取組について、適時、意見交換しながら進めれるという仕組みをつくることはできたと考えております。

月に1回、担当部局と進め方などについて意見交換することができているため、進めるのが困難な状態になったときや、より効果のある方法が見えてきたときなどに、適時意見交換し、柔軟に進め方を見直すことができたと感じております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員　この組織は、月に1回意見交換を行うんだということで、市長とされては、これは効果があったんですよということで理解をするんですけど、そもそも横断的な組織というのは、副市長さんがいらっしゃって、各部長さんがいらっしゃって、例えば企画だったら、もう課長さんまで行かれるかどうか分かんませんが、そこら辺りは鮮明に、ここまでです、この人でやっていくんですというような、組織的なことは、きちんとなっておるのでしょうか、お伺いをいたします。

○石飛議長　答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長　組織のことですけれども、私がトップにということで、今年度当初から1年間、取り組んでまいりましたけれども、まず16の項目を出すところは、全職員で、特に若手の職員さんで中心にワークショップを開いて、各部各課の中で、どういう取組が大事か、どういう取組が効果があるかというところをワークショップの中で出してくれました。それを絞って16になってます。

その16の項目について、私と、まず財政の担当である企画部長と、人事の担当である総務部長と政策統括官で、担当の所管の事務局は財政課になりますけれども、そのメンバーで上げておる項目ごとに、項目の担当、該当する部長と課長さんと場合によっては係長さん、一緒に進捗状況を確認しながら、この1年間を過ごしてきて、効果も上がってきておると思います。

横断的なというよりも、今申し上げた形で、月1回その16の項目をチェックをしてきたということです。特に、この中で、途中からですけれども、いわゆる支所と文化センターを一緒にして、そして、その支所で行っていた事務事業を15の郵便局にお願いするとか、そういったところは、かなりの大きな作業になりましたので、評価項目の中でも、それだけは別に抜き出して、担当の部と私を含めて、特にその項目については中心的にやってきて、今の形をつくったということになります。

ですから、この1年間振り返りますと、この横断的とおっしゃられましたけど、こういう組織でもってやってきたことに効果はあったというふうに思っております。

以上です。

○石飛議長　答弁を終わります。

秋田議員。

○秋田議員　トップの方も効果があったんだということで、それで次の質問に移るんですが、今おっしゃったように月1回、9月からですと16項目等を中心的にワークショップ形式でいろんな意見を出し合いながら、次の2番目では、令和8年度予算編成において、今おっしゃられた効果があったと言うんですが、庁内の横断的な組織の取組は、その中で、とりわけワークショップとかもやられた中で、その予算につながるがあった

のかどうか分かりませんが、そういったような取組をされて、令和8年度の予算編成がなされたというふうに理解をしてよろしいでしょうか、お伺いをいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 この行財政改革の取組によって新たに生まれた効果額については、直接、令和8年度の予算額に反映されたものとしては、ネーミングライツによる歳入増が上げられます。業務効率化などの歳出減の取組については、中長期的な取組の中で成果が上がってくるものと考えており、令和8年度の予算には反映ができておりません。

副次的な効果としては、集中的な取組期間等を定めた今後3年間で効果を上げていくために、令和8年度の到達目標をどこにするか議論しながら予算編成をすることができたと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 予算編成においては、単刀直入にそれが採用して、予算編成ができたということではないということですが、実は、また予算の例を出してなんですが、先般の広島県議会の代表質問ということで、当初予算案に込めた思いということを横田知事に質問されておりました。もちろん新聞なんですよ、新聞記事なんですが、横田知事が、厳しい財政状況の中においても、人を惹きつける地域づくりに向けて重点的に取組、魅力あふれる県にしているため、部局の分担を越え、中長期的な施策の検討を行う組織体制を構築するというふうに答弁をされておりました。

これを見たときに、私も今、質問させて、横断的な部局のことを聞いたんですが、こういう趣旨の多分、組織編成になっていくのが効果的な部署、横断的な組織になるのではないかなというふうに考えます。全く一緒とは言いませんが、一番大事な、部局の分担を超えると。横の線につながっていくということが大事なんだろうなと思うんで、私はこの取組はいいと思うんです。

2026年度予算編成基本方針というのをいただきましたけれども、国の動向を注視し、メリ張りの利いた予算編成をするということで、直接関わってはいないんでしょうが、全く国の動向注視というのは、いつも私言わせていただいている、もちろん補助金を活用した取組も大事ですので、そうしたことも含めて、予算編成の基本的な考え方では、事務事業の検証として、2025年度の取組を踏まえた実績や効果を精査と。

だからそういうところが、その組織でしっかりできたら、これはもう、安全なものではないかなと。それでも財政が厳しい中なんで、いろいろな削減をしていくということが、組織としてより効果的な意見交換ができれば、よく見えてくるんじゃないかなということで、実は、だか

らこうした組織をもっともっと活用していただき、そうした取組をしていただければという思いで質問をさせていただいておりますが、どうでしょう。

そこら辺りは、それは関係ないよとおっしゃればそうですが、いや、そうじゃない、そういう思いで、この組織はまだやっていくんですよということがあれば、答弁のほうでお願いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 行政ですので、当然、縦割りでやる部分も必要です。しかしながら、先ほどのように大胆な改革をするときには、部を超えたところでの知恵を出し合って取り組んでいくという必要がある中でも、この庁内横断的な組織というのは、設けた意義があると思っておりますので、引き続き今後も強化しながら、持続可能な市政運営を展開できるように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 次の質問に移ります。

(3) の第4次行政改革大綱では、総合計画を着実に実施するための組織戦略と位置づけをされておりました。この、今、質問している庁内横断的な組織については、第3次総合計画の実施における位置づけ、今の第4次行政改革大綱ですね、これの位置づけと同じようになるのかどうか、そうした第3次総合計画の実施における位置づけをどのように考え、どのように取り組まれていくのかというところの所見をお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

第3次総合計画を効果的に推進するに当たり、庁内横断的な組織は複雑化する行政課題に対して、機動的に対応するために必要な執行体制であると捉えています。

具体的には、これまでの取組だけでは解決が困難であった課題に対し、公民連携による民間活力の導入やDXの推進、さらには、本市の魅力を高めるプロモーションの強化など、各部局が緊密に連携した上で、外部とも連携したプロジェクト体制を構築することが重要であると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

秋田議員。

○秋 田 議 員 冒頭に申し上げましたように、第4次行政改革大綱は令和6年度で終

了しましたと。令和7年度以降は、この庁内横断的な組織で対応、取組を展開されているということですが、この大綱に似たような形のもは、もうつくられなくて、市長4番目の任期の間というのも伺っておりますが、そうしたことなく、この大綱の代わりというような形が、庁内横断的な組織でやっていかれるのでしょうか、そこら辺りを、もう一度お伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 取り組み出して1年ではありますけども、若干の効果も見えてきておりますので、この体制を、やり方をちょっと強化していきたいなというふうに思っております。  
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 それでは4番目の最後の質問に移ります。  
本市における今度は、行財政改革について、市長、今期の任期の中で、相対的あるいは、もう具体的に、どういうことをするんだというお考え、見解が伺えれば、お願いをしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。  
私の任期も、この7月で2年、折り返しを迎えます。それまでに安芸高田市の行財政運営を持続可能な形にするための道筋を示すことを目標に、目指したいと考えております。人口減少が今後も続くと思われております。そういう状況の中で、持続可能な自治体運営のためには、行政組織の効率化は避けて通れないと思っております。

現在、進めようとしている郵便局への行政事務の委託、集落支援員の配置、DXの推進をセットで進める取組について、それはその第一歩になると捉えております。  
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。  
秋田議員。

○秋 田 議 員 今いろいろ答弁をいただきましたんですが、令和6年度までの計画期間であった第4次、くどうようですが、第4次安芸高田市行政改革大綱では、今後のことを持続可能な行政経営を進めるためには、新たな財源の確保と、それから事業の必要性と成果の十分な検証が必要であるということで、今までも行財政改革に取り組みまされてきたと、そこは認識いたしております。

それで、また第3次安芸高田市総合計画基本計画案では、政策体系として、冒頭に出てきました、次世代に負担を残さない行財政運営をもち

ろん掲げておられますし、政策分野の行政組織として、公民連携による部署横断型プロジェクトの推進ということで、さっきのとは少し違うのかなと、公民連携ということなので、を推進を通じて地域に寄り添いながら、課題解決に取り組む協働型の、今までも協働はやってこられましたけども、協働型の組織づくりを推進しますとあります。

ここからですが、私は今後の本市における行財政改革の推進には、今申しました、次世代に負担を残さない行財政改革がまず必須条件ではありますが、そのために、施政方針にも掲げてございますように、対話による改革、対話による財政運営は、必須の条件と考えております。そのために、施政方針が対話による会話が重要となり、市長これまでも進めてこられた市民との対話集会、対話集会を中心に政策展開を図っていただきたいというふうに考えております。

また、副市長をトップとした庁内横断的な組織による取組が、ある意味で行政改革大綱の役割を担えれば、そういうことになっていただきたいと考えたり、そこに議会との対話、いわゆる議論を重ねながら進めていくというのが、今後の持続可能な安芸高田市につながるというふうに私は考えております。

そうした今、ちょっと申したことを再度、先ほど答弁いただいたかも分かりませんが、このことに対して、市長のよく言う意気込みですか、これからまちづくりの、そういった形を再度お伺いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長 先ほど秋田議員からいろいろ御紹介いただきました。そういったことを肝に銘じて前例踏襲ではないですけども、今までこうだったからこうだというやり方ではなく、常に時代は変わってますんで、今、安芸高田市にとって、これ何が必要なんだというのを冷静に見極めて前に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 秋田議員。

○秋 田 議 員 以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○石 飛 議 長 以上で、秋田議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は3月9日午前10時に再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員